

は有名である。しかし、ゾムバートのこの才気にみちた言い方は、かえって相手方にウェーバーの価値判断論争の真意を誤解させることにもなった。というのは、そこでは価値判断の問題が全く主観的な趣味判断の問題と同一視されていたからである。しかもそのときウェーバーが、ゾムバートの見解は自分が久しく主張してきた見解と完全に一致する、といったからである。

このとき、直接議論の対象となっていた問題は、「国民経済の生産性について」であり、人々がそれを国民福祉 (Volkswohlstand) の概念と結びつけて理解しようとしたのに対して、ウェーバーは、国民福祉の概念には明らかにありとあらゆる価値判断が含まれておらず、決して一義的に結びつくものではないと反論した。そしてこれが直接のきっかけとなって、議論は方法論上の価値判断論争にまで発展し、そのなかでウェーバーの立場も一層明確に深化されていったのである。

さきの『国民国家と経済政策』のなかで展開された科学的認識と価値判断の峻別の要求は、従来の経済政策の価値規準に対抗して、ウェーバーが国民的観点に立って自分の実践的立場を積極的に主張することをその背景としていたのであり、『客觀性』の論文は価値は価値判断の問題を幅広い立場の人々が価値自由な態度で自由に討議しうる場所として「討議会」を組織しようとした。ウェーバーのこうした呼びかけの背後には、現代における価値判断のさまざまな可能性の認識、すなわち「神々の争い」ということに対する深い洞察があったのである。ウェーバーにとって価値討議の本来の意味はさまざまの価値判断の意味を内容的に認識することであり、それによって人間の行為の現実的な究極の動機を理解することであった。つまり、それは相手ないし自分が現実にあるいは外見上抱いている価値判断を対象化し、人々が何故に、また何處で一致しえないかを認識するに至る途でもあった。その意味で、これは一つの真理認識

り、趣味判断の問題と区別されえないからである。しかし、さまざまの価値判断の間で実際にそのうちのどれかを選択するということが問題になるとき、価値判断そのものの意味内容を比較検討するということが問題となり、そのためには価値判断についての討議が必要になってくる。またそうなってくると、もはや倫理的価値判断と趣味判断との混同は許されなくなる。

このような価値判断討議の必要性がウェーバーにとって切実な問題となってきたのは、具体的には社会政策学会との根本的な対質を通してであった。ウェーバーは一九一二年の十一月中ごろ社会政策学会「左派」と称される人々に対して個人的な『社会政策回状』をおくり、社会政策の新しい方向づけのために集合的な見解を創出することを呼びかけた。これは従来の社会政策学会が立脚している価値前提を根底的に批判し、それに代る新しい価値規準を確立するためであったが、そのためにかれは何よりもまず政治にかかる実践的価値判断の問題を幅広い立場の人々が価値自由な態度で自由に討議しうる場所として「討議会」を組織しようとした。ウェーバーのこうした呼びかけの背後には、現代における価値判断のさまざまな可能性の認識、すなわち「神々の争い」ということに対する深い洞察があつたのである。ウェーバーにとって価値討議の本来の意味はさまざまの価値判断の意味を内容的に認識することであり、それにによって人間の行為の現実的な究極の動機を理解することであった。つまり、それは相手ないし自分が現実にあるいは外見上抱いている価値判断を対象化し、人々が何故に、また何處で一致しえないかを認識するに至る途でもあった。その意味で、これは一つの真理認識

であり、価値判断討議はまさにそのことに役立つというのである。

このような点からみて、最初社会政策学会内部委員会における価値判断論議の勧告のために書かれた『「価値自由」の意味』という論文は、さきの『客觀性』の論文が認識論ないし科学論の立場から価値判断の問題をとりあげたのに対して、むしろ政治的実践の立場から、価値判断の問題の重要性を切実に感じながら、しかも価値の多様性という現代文化の宿命のもとで、人々が個人的な趣味判断やその他の思想を恣に表わすことをいかに抑制し、吟味していくかということを問題にするものであったといえよう。したがって、それは経験科学の方法をこえ、哲學的な思惟方法をもって価値判断の「意味」、すなわち、その究極の意味構造とそれから推論される意味的帰結を明らかにし、一般に可能な「究極」の価値の全体のなかで個別の価値の位置を確認することによって、その意味的な妥当領域の限界づけを可能ならしめようとするものであった。

五 責任倫理と心情倫理

— 戦争と革命状況のなかで —

以上のような価値判断論議の要請を前提とした上で、ウエーバーの責任倫理の立場というものを考えてみなければならないが、ウエーバーにおける責任倫理と心情倫理の問題は、具体的には、戦争中のキリスト教的平和主義に対する対決と、戦後の革命状況のなかでのラジカルな政治行動主義に対する対決のなかで展開され、深化されてきたものである。

ウエーバーは『職業としての政治』のなかで、まず倫理的に方向

づけられたすべての行為について、それは二つの根本的に異なった調停しがたく対立する準則のもとに立ちうるという。すなわち、「心情倫理的」に方向づけられている場合と「責任倫理的」に方向づけられている場合がそれである。もちろんかれは、心情倫理がつねに無責任で、責任倫理が心情（信念）を欠くということを言っているのではない。けれども、人が心情倫理的な準則に従って行為するか、それとも、自分の行為の予知しうる結果について責任を負わねばならぬとする責任倫理の準則にしたがって行為するか、ということの間には測り知れないほど深い対立があるといふのである。

まずキリスト教的平和主義に対して、その無差別な愛の倫理の結果が「悪には力をもって抗する勿れ」というのに対し、ウエーバーは政治家にとって妥当する命題は「悪には力をもって抗すべし、さもなくば、汝は悪の支配に責任を負うことになる」ということであるという。福音の倫理にしたがって行為する平和主義者は武力を拒否し、武器を放棄し、一切の戦争を終らせるための倫理的義務としてそれを奨励するが、それはせいぜい「現状維持による講和」であり、それが不可能な場合には、戦勝国はそれによって政治的利益を得るが、その責任はわれわれに一切の抵抗を禁じた福音の倫理の一つの結果ではないか、とウエーバーはいう。

また戦後の革命的状況のなかで、心情倫理に従い、不動の確信をもつラジカルなサンジカリストに対する「君たちの行動の結果は反動のチャンスを増し、君たちの階級に対する圧迫がひどくなり、かえってその発展を妨げることになるだろう」と大いに説得力のある説明をしても、かれらには決して通じないのである。それはかれ

らが、「気違ひ」だからではなく、かれらの心情倫理の立場からして当然の帰結だからである。というのは、かれらは信念の炎を絶えず新たに燃え上がらせるために「行為において真なることを証明」しようとしているのだからである。それを、全くその倫理的立場を問題にすることなく、ただ現実の動向からしてナンセンスな行為であるといかに批判してもかれらに通じるものではない、とウェーバーは考える。純粹な心情から発した行為の結果が悪いものであっても、かれらはその責任が行為者ではなく、世間や他の人々の愚かさにあると考えるからである。

これに対して、責任倫理の立場は、人間の平均的な欠点を計算に入れ、自分の行為の結果について予測しうる限りそれを他に転嫁することができるとは考えず、「こういう結果になったのは私の責任です」ということである。このようなウェーバーの責任倫理の立場は、同時に他方でいわゆる「現実政策」に対する批判をも含んでいるのである。「効果多い政策」はつねに「可能なものの技術」であるといわれる。それは正しく理解するなら当っているが、可能なるものは可能なものの技術の彼岸にある不可能なものを把握することによって、きわめてしましば到達されるということもそれに劣らず正しいのであり、現実に可能なものへの「適応」が唯一の現実的に首尾一貫した倫理であるということにはならない。いわゆる「現実政策」がもっぱら現実の動向に適応し、みずから理想自体をも放棄して、その時々に効果を約束するものに内面的に適応していくとすれば、それはただ「効果価値」にのみ従う官僚の結果倫理であつて、眞の政治家の責任倫理ではないという。ここでは具体的には

社会民主党の政策が批判の対象となつてゐるのである。
要するに、ウェーバーの責任倫理の立場は、ある行為の「効果価値」と並んで「心情価値」をも要求するのである。したがつて、行為の準則として「心情価値」のみをとる態度を批判するために、それを偏重に「効果価値」と対立せしめることは論理的にも無意味であると考えるのである。

六 ウェーバーにおけるナショナリズムの問題

最後に、ウェーバーにおけるナショナリズムの問題について、これを誤解なく論ずるために、周到な議論の展開が必要であるが、ここでは「責任倫理の立場と政治的成熟」という当面のテーマに関連してつぎのことだけをつけ加えておきたい。

当時、国家は、「政策」の領域において働く価値判断にとって、あらゆる社会的行為が究極において測定されるべき究極の「価値」でなければならぬ、という結論が引き出されることはほとんど不可能であった。しかし、ウェーバーはこれに対しても、現実にそうであるという存在の事実を価値判断の規範へと転換することは許すべからざることと考えていた。たしかに今日「合法的」な物理的強制力をその本質とする権力は国家にのみ与えられている。したがつて、國家権力というものを抵抗に対する強制手段として利用しうるという理由で、国家を最高の価値と力にまで高めることは、現実的には十分意味あるものとして主張しうる一つの立場であるが、他方、国家に対する抵抗の構えを個人の独自の価値の規準として、国家にいかなる固有の価値も認めず、それはまったく別の諸価値を実現す

るためのたんなる技術的手段であるとし、これらの他の諸価値によるはじめて国家はその威儀を与えるのだという立場があることをウエーバーは強調する。

そして、政治というものが、多くの場合、「よい」目的を達成するため、権力という「危険な手段」を用いざるをえないこと、しかもこの「危険な手段」は倫理的に「よい」目的ということでただちに倫理的に「正当化する」ことができないものであることから、つねにその恐れのある外的ないし内的（精神的）な権力の濫用に対する用心がウエーバーのうちにいつも働いていたのである。したがって、かれの責任倫理というものも、とくに権力に参加し、それを用いて「よい」目的を達成しようとする。いわば政治の倫理であつたということができる。また、このような責任倫理の自覚とさきの価値判断論議の要請の意味するところから、ウエーバーにおける政治的成熟の概念も年とともに国民のひとりひとりが、責任をもつて行為する自立的な主体として自己を確立するという方向に深化されできていることがわかるのである。

質問一（東洋大学 阿部源一）

ウエーバーはいろいろの特殊的問題については、画期的な問題提起をなしたけれども、全体としていかなる思想の持ち主であつたかはつきりしない。そのことを鮮明化する一つの手段は、マルクス主義に対しいかなる見解をもつていたかを明らかにすることであると思う。ウエーバーはその当時の時点において、マルクス主義に対していかなる見解をもちいかなる態度をとつたかを示していただきたい。

たしかにウエーバーはいろいろの特殊な問題について画期的な問題提起を行なっていますが、それは決して個々バラバラに切り離して理解すべきものではなく、ウエーバーの全体的な思想との連関において理解すべきものであると思います。少なくとも私は、そしてこの報告も、具体的な問題状況のなかでウエーバーがその都度特殊な問題に対してどのような態度をとったかということに即して、かれの政策思想の展開を全体的に問題にしようとしたのですが、それにもかかわらず、質問者が「全体としていかなる思想の持ち主であつたかははっきりしない」といわれるとすれば、報告者としても、何とも申し訳けありません、というほかない。ただウエーバーといふ人は、全体としてこういう思想の持ち主だったという風に簡単に言つてしまえないので、きわめて多面的で複雑なところがあり、それを理解するためには、忍耐強く、しかも一切の先入見を捨てて直接かれの思想に沈潜してゆくという態度が必要であると思います。それに對して、質問者は「そのことを鮮明化する一つの手段は、マルクス主義に対しいかなる見解をもつていたかを明らかにすることである」といわれるのですが、そう簡単にいわれると、報告者としてはかえって答えるのに慎重にならざるをえません。たしかにマルクス主義に対するウエーバーの態度を明らかにすることは、他の特殊的問題に対するウエーバーの態度を明らかにすることと同様に、ウエーバーの思想を理解する一つの手がかりにはなると思いますが、逆にいふと、マルクス主義に対するウエーバーの態度をいくら明らかにしても、それでただちに「全体として」ウエーバーがいかなる思想の持ち主であったかがわかるとは思えないからです。

それはともかく、ウェーバーのマルクスおよびマルクス主義に対する態度にはさまざまの Variation と微妙なニュアンスが含まれています。第一にマルクス自身の思想と当時のドイツ社会民主党のマルクス主義、とりわけカウツキー流の正統マルクス主義に対する場合とでは、その評価は全く違ってきます。マルクスがその晩年に「残念ながら、私はマルキストではない」といった話は有名ですが、マルクス自身の思想と「マルクス主義」とを区別することのできない人には、このマルクスの言葉のもつイロニーは理解できないであろうし、ウェーバーがマルクスとマルクス主義とを区別して考えようとする態度も理解できないであろうと思います。

さて、ウェーバーは『共産党宣言』をはじめとするマルクスの諸著作を「第一級の学問的業績」として高く評価していますが、とくに『共産党宣言』についてはすぐれた「予言の書」として最大級の讃辞を与えています。ウェーバーが「予言」という場合、それは古代ユダヤ教や原始キリスト教時代の「予言」と同じく真に革命的な意義をそこに認めているのです。すなわちそれは、従来の支配者の意味づけとは根本的に異なる、決定的な価値の転換を含み、既成の権威を徹底的に打ちこわし新しい価値観を樹立することによって、弱い不幸な民衆が将来幸福になれるという希望を与えるものであつた、ウェーバーは「この希望こそ本来の予言であり、宣言の核心である」というのです。このように、ウェーバーはマルクス主義に対しても、「科学」としての正しさの故に共鳴したというよりは、その予言的革命的性格に強く共鳴していたのです。そしてむしろその「段階論的」「進化論的」歴史必然論には激しく反撥していたの

です。とにかく、このような形でマルクスの思想を受けとっていたウェーバーが、マルクス主義の伝統ある党としてのドイツ社会民主党に近づいたとき、かれらの多くが経済主義史觀のところになつていて、そこにはもはや革命的な熱狂など一カケラもなく、だらだらした、無内容な不平ばかり言つてゐる、しかも政治的に無氣力な連中を見出でて、ある種の幻滅を味わわねばならなかつたのです。しかし、第一次大戦直後に、ウェーバーはたまたま民主党のための講演のなかで、「私の立場は社会民主主義者の独立派に区別しがたいほど近い」と述べたことがあり、聴衆のなかから「それなら何故加入しないんだ、ごまかすな、この野郎」という野次がとんだ。これに対してウェーバーは、次のように激しく応酬したといふ。「私が同志諸君に言えるのは次のことであります。私はこれに似たある講演の後で、諸君の指導者とホテルで会つたことがある。すると彼はドアに鍵をかけてこう言つた。『ウェーバーさん、あなたの言うことは正しい。マルクスだって——彼は衣裳戸棚の方へ行つて誰か聞いていいなか見ながら——窮乏化理論が当つていらないとか、資本の集積も当つていないとか——彼はベッドの下を見る——いうことは、あなたに同意するでしょうよ』と。諸君よくおわかりかな、このよくな教会には私は入らないのである。つまり、「鉄の規律」によつてがんじがらめにされ、教義も人事も官僚的に上から決定され、個人は絶対にそれに背くことができないような、それでいて幹部さえもがこつそりやつてきて「私個人としては賛成です」というが、大会などになるとそ知らぬ顔をしていなければならぬような、そんな堕落した党には「私は入らない」ということを言つていたの

です。（林道義：マックス・ウェーバーの社会主義論、参照）

このように見てきますと、ウェーバーはマルクス主義に対し、とくに当時のドイツ社会民主党のマルクス主義に對して、いつたい右から批判しているのか、左から批判しているのか、ちょっとわからなくなってしまいます。その意味で、問題はそう簡単ではないのですが、果してこれで質問者にウェーバーが「全体としていかなる思想の持ち主であったか」おわかり頂けたかどうか。

質問二（青山学院大学 北見俊郎）

ウェーバーの政策思想の理解にあたって、わが国では、彼の母親の影響からとされるキリスト教信仰との関連性がどの程度考えられているのでしょうか。つまり、彼の価値判断（没価値）の基盤において、宗教的世界観、（彼の個人的な人生観を通じて）信仰の故にでてくる究極的価値は、科学のアミの目では「思想」もしくは価値観として日本人的理解の内に一般化されているようですが、むしろ、ここでおききしたい点は、一般化されないところの「信仰」そのもの、もしくは価値そのものなどをどのように位置づけることができるのでしょうか。勿論、それは科学以外の価値そのものですが、それが、彼のいう Sollen そのものとしてある故に、逆に Sein をきりはなすことによつて、科学を「方法」として割り切られたのではないのでしょうか。したがつて、先生のいわれる「責任倫理」は、「倫理」としての思想としてのものより、「決断」「実践」といった総体的、実体的なすべてにかかる責任の問題を「人間そのもの」の分野に求めると共に、それ故に「理論」を科学の分野として体系化したとも思えます。「心情倫理」や「責任倫理」といわれ

るものは「倫理」という形で彼の経験科学としての理論化に参加するものではなく、それらはむしろ彼のいう「決断」もしくは科学以外の「人間」の分野に属するものであつたが故に、それからくる彼の *Sollen* が、一方では「山上の垂訓」とちがつた形で、当時のドイツの独占資本の政策に対する理論的な逆な表現がでており、他方では彼の市民としての実践的な運動があつたものとも思えますが、この点はいかがでしょうか。

このようないい質問に出会うと、報告者としても何とお答えしてもいか全く戸惑つてしまします。というのは、質問の前提となつてゐるウェーバーの基本的概念や立場の理解において、私と質問者との間にかなり大きなずれがあるばかりでなく、私がこれまでつぱら批判し、拒否してきたものがこれらの質問の前提となつていて思われるからです。いまそれについていちいち言及する余裕はありませんが、ただひとつ重要な点をとりあげますと、例えば、ウェーバーの「価値自由」（Wertfreiheit）の要請について、質問者は「彼の価値判断（没価値）の基盤において」という表現を使っていましたが、これを私なりに解釈しますと、質問者はウェーバーの Wertfreiheit の概念を「没価値」と解し、しかもそれ自身ひとつのみの価値判断的立場であるという風に理解しておられるようです。しかし、このようなウェーバーの理解がウェーバーを正しく理解するものでないことは、今ではすでに多くの論者によって認められているところであり、ここで改めて論ずるつもりはありませんが、ただ念のために申し添えるなら、とりあえず第二十五回大会の私の報告要旨を見て頂きたいし、また安藤英治氏のこの問題に関する業績を参考し

て頂ければよろしいかと思ひます。

それに、まことに申し訳けないことです。が、私にはご質問の要点がもうひとつはつきりいたしません。まず最初のところで「……、わが国では、……どの程度考えられているのでしょうか」といわれるので、私はこの「わが国では」ということで何をたずねようとしているのかよくわかりません。それがつぎの「日本人的理解」の内に一般化されているようですが」ということを含意しているとすれば、私にはそのような「一般化」が果してあるのかどうかも疑わしいし、だいいち「日本人的理解」ということが何を意味するのか私にはよくわかりません。

まあそれはともかくとして、ご質問の「一般化されないところの『信仰』そのもの」がどのように位置づけられるのかということについて、私は、たしかにウェーバーの思想がキリスト教的（とくにプロテスitanティズムの）エートスに強く影響されていることを認めますが、それが厳密な意味で「信仰」といえるものであつたかどうかは疑問です。少なくともそのような「信仰告白」は公にはどこにも認められません。またそれが「科学以外の一、一つの価値ではあるとしても、ただちに「価値そのもの」といえるかどうか。ウェーバーによると、これは「科学以外の価値」にしてしまはずの価値である。

バーにおいては「科学以外の価値」としてさまざまの価値が考えられています。いわゆる「神々の争い」ということがいわれるゆえんです。実践において「決断」が重要な問題となるのも、一つにはこのような「神々の争い」(すなわち諸価値ないし諸世界観の対立)のなかでどの「神」を選ぶかということにそれがかかわっているからです。

質問三

(明治大学
野田
稔

よくわかりません。悪しからず。
「よいよ最後の問題点ですか。私にはご質問の意味がどう
か、どうか？」
「価値判断論争」は従来の価値理念に対し、新たな価値理
念を求めるための問題提起だったといわれるが、その際、新た
な価値理念というものは責任倫理に立つての人格の尊重、人間の
精神的自由というようなたんなる価値哲学的なものにすぎない

ついでに質問者は、ウェーバーが「価値そのもの」を「彼のいう Sollen そのものとして」、「逆に Sein をきりはなすことによって、科学を『方法』として割り切ったのではないか」といわれるのだが、「科学を『方法』として割り切る」ということはどういうことなのでしょう。もしボッパー流のノミナリズムの意味でいわれるのでしたら、私はウェーバーの学問は本質的にそれとは違うものであると思うし、その科学的認識がつねに方法的認識であるという意味でなら、それは何もウェーバーに限ったことではないと思うからです。むしろ、ウェーバーの社会科学の方法において重要なことは、単純に「Sein を切り離すことによって」というより、Sein の認識そのものがつねに特定の観点と不可分に結びついているという意味で、つねに特定の価値を前提とする一面的認識であるという強い自覚の上に立っているということです。したがって、その認識の一面性を一面性として自覚するためには、つねにそれが前提としている価値観点を明らかにしなければならない。そしてこの点にこそウェーバーの方法論的反省の重要な意味があると私は思うのです。

答 普通ウェーバーの「価値判断論争」(Werturteilsstreit)はC・メンガーの「方法論争」(Methodenstreit)に対比されるものであり、この報告における「価値判断論議」(Werturteildiskussion)と混同されではありません。普通「価値判断論争」というときは、科学的認識と価値判断の混同に対して、両者を論理的に峻別すべきである

という経験科学の方法論上の問題を意味しており、これに対する「価値判断論議」すなわち「価値判断に関する討議」は価値哲学的な思惟手段によって価値判断の意味を内的に理解し、価値判断に対して、一般に可能な「究極的」価値の全体の内部において「位置」を指示し、その意味的に妥当な領域を限界づけることを可能ならしめるものです。詳しくは、大野教授への解答と重複しますので、それを参照して下さい。

さて、ウェーバーが志向していたと思われる「新しい価値理念」について少し述べておきますと、報告要旨でも触れておきましたように、ウェーバーは労働者の問題をたんに経済の問題として捉えるのではなく、歴史と文化の問題として、何よりも人間の問題として捉えているのです。そして労働者的人間的契機に着目し、かれを一人前の人間として、自発的に自己決定を為しうる(政治的に成熟した)政治の主体として育成すること(ビスマルクがその芽を摘みとったのですが)を何よりも切実な問題と考えていたのです。これは「責任倫理に立つての人格の尊重、人間の精神的自由」ということに本質的につながるものであるといつてもよいと思いますが、それが「たんなる価値哲学的なものにすぎないかどうか」というご質問に対しでは、質問者が「価値哲学的なもの」という言葉で何を言おうとし

ているのかもうひとつよくわかりません。ただ、少なくとも私は、「責任倫理に立つての人格の尊重、人間の精神的自由」というものを質問者のいうように「たんなる価値哲学的なものにすぎない」とは考えていないと申し上げるだけです。

質問四 (京都大学 大野英二)

答 ヴェーバーは、一八九五年的フライブルク大学教授就任講演では、いわゆる倫理的経済学が科学と価値判断を混同するのに対し、まず両者を切り離すことを問題にしたが、一九〇九年のヴィーンの社会政策学会では、従来の学会のあり方を変更し新しい価値基準を確立するため、価値判断論議を行なう必要があると考へるにいたつたのであり、こうしたコンテクストのなかでヴェーバーの「価値自由」論を理解すべきであると、このようにご報告の論旨を承りましたが、以下の二つの点について補足的なご説明をいただきたく思います。

(1) 一九世紀末から二〇世紀初めにかけて、ヴェーバーの政策思想において視座の深化があつたと理解され、ヴェーバーに独自の「価値自由」論は二〇世紀初めの中期ヴェーバーによつてはじめて提示されたものと主張されているのでしょうか。

(2) ヴェーバーの「価値自由」論に一九世紀末と二〇世紀初めとの間にこのような視座の深化があつたと理解される場合、ヴェーバーの実践的背景にどのような具体的問題が伏在しているものと捉えておいででしょうか。

答 (1) 一八九五年のフライブルク大学教授就任講演において、ウェーバーは経済学および経済政策の「固有」の価値規準を吟味する

ことによって、それが経済学そのものの素材のなかからとり出されるものではなく、そこには一定の価値判断が前提されていることを明らかにし、現状において何らかの判断を下す人に対しても、「自分の判断の究極にある主観的な核心を」他人にも自分にもはつきりさせるよう要求しています。この時点でウェーバーが科学と価値判断を峻別し、価値判断の問題を自覚的な自己統御のもとにおくことを訴えるのは、かれ自身の強い実践的関心から出ているように思われます。ウェーバーはすでに東エルベの農業労働者問題をめぐって社会政策学会の旧世代と対立しており、国民の永続的な Machtinteresse を究極の価値規準とする「国家理性」の立場から自己の積極的な政策的提案をするために、何よりもまず当時支配的であった歴史学派の倫理的経済学の価値規準を吟味し、それが科学の名において言いうるものではないことを明らかにします。

これに對して、一九〇五年の『客觀性』の論文において展開され、一九〇九年のウイーン社会政策学会において頂点に達するいわゆる「価値判断論争」の視角は、どちらかといふと理論的なもので、経験科学の方法論の立場から科学的認識と価値判断の問題を混同してはならないと主張しているのです。その限りにおいて価値判断の問題はまだ価値判断そのものを对象化して問題にするということになつていなかつたように思います。したがって、そこでは倫理的価値判断と趣味判断の区別もまだはつきりしておらず、むしろ科学的認識の「客觀性」に対しても、価値判断は「主観的なもの」であるという点が強調されているように思います。

もちろん、ウェーバーが Sein と Sollen の混同に對して厳しく反

対するのは Sollen の問題を過少評価するためではなく、むしろ反対に、世界を動かし、人々の心を動かす究極の意義の問題が、国民経済学がそうであるようある専門科学の議論の対象とされていることに我慢がならなかつたからです。さらにその根底には、今日価値判断の著しい分化があらわれていてそれを確認することが知的誠実さの要求するところであると考えていたのです。

しかし、一九一〇年代になって、ウェーバーがとくに「価値討議」(Wereldiskussion) や「価値判断に関する討議」(Werturteilstdiskussion) の必要を訴えるときは、それはむしろ実践的觀点から価値判断の重要性を説き、人間の行為の現実的な究極の動機を学ぶべく、現実に相対立する価値判断の立場を内的に理解しようとしているのです。つまり、「価値判断論議」の本来の意味は価値判断そのものを对象化し、その内的意味を werfrei に認識することにあつたのです。これは実践に対する関心が切実なものであればあるほど強く要求されてくるものです。もし価値判断を内的に理解することによって消滅してしまうなら、そのような信念はそれだけの価値のものでしかなく、真剣な実践を支えるものとはなりえないでしょう。ここにおいてはじめて倫理的価値判断と單なる主観的趣味判断との区別も問題になつてくるのです。

ウェーバーは『価値自由の意味』の論文のなかで、実践的価値判断と趣味判断の区別もまだはつきりしておらず、むしろ科学的認識の「客觀性」に対しても、価値判断は「主観的なもの」であると要求することができるかという問題やそれがかつて例として出されたブロンドの女とブリュネットの女とどちらが好ましいかというような趣味判断と異った性格をもつものであるかどうかという問題は

価値哲学の問題であり、経験科学の方法論の問題としては元々議論の対象とならないといつてはいます。つまり、価値判断の「意味」を認識することは、経験科学をこえて価値哲学の仕事であると考えていたのです。もちろん価値判断を内的に理解することと最終的にいかなる価値判断を選択するかということとは別の事柄です。

このように見てきますと、ウェーバーにおける「価値自由」の要請は、社会科学的認識の「客觀性」のために経験科学の方法論の立場において言われている場合と、価値判断の意味を *wertfrei* に認識するために価値哲学の立場において言われている場合とでは、かなり事情が違つており、そこにウェーバーに独自の視座の深化がみられると思います。

(2) つぎに、このような「価値自由」論の視座の深化があつたとして、それはウェーバーの実践的背景にどのような具体的問題が伏在していたと考えるかということですが、まず一九世紀の終り頃からウェーバーにとって一貫して問題となっていたのは旧世代の社会政策学会の理念との対決であったと思ひます。これが現実に切実な実践上の問題として現われてくるのは一九一〇年頃ではないかと思ひます。ウェーバーは当時の低調な社会政策学会の現状に対し、あるイデオロギー的空気が必要であると感じ、社会政策的風土の刷新のために、一九一二年の末、社会政策学会「左派」と称される人に「回状」をくり、非公式で自由な「討議会」を呼びかけたのです。それはドイツの伝統的な社会政策的思考を根本的に批判し、将来の社会政策のための新しい価値規準を確立し、ひいては実践的な政治的行動団体としての新しい社会政策学会の設立を展望するも

のでありました。しかし、当面は政治にかかわる実践問題（その価値判断の問題）を自由に議論する場として非公式の自由な「討議会」をつくろうと考えたのです。いわばこれは当時の逼塞した状況を何とか打開するために心ある人々に呼びかけて、根本的な「発想の転換」を図ろうとするものであつたということができるでしょう。しかし、残念ながら、それは実現せず、事態はますます悪化して、第一次世界大戦に突入することになるのです。したがつて、ウェーバーの実践的背景に伏在していた具体的問題としては、甚だ漠然とした表現ですが、やはり第一次大戦前夜のドイツの切迫した状況が大きな問題であつたと考えられます。

質問五 (南山大学 酒井正三郎)

大変すぐれた研究報告をお書きできたことを喜んでいますが、二つほど質問させて頂きます。

1. 倫理についてウェーバーは、心情倫理と責任倫理とを区別したことですが、彼自身はどのいづれを是としていたのであろうか。また心情倫理と責任倫理ということは、個人倫理と共同体倫理と同様に解してよいのか、その点をご説明願いたい。
2. ウェーバーは、私のまちがいかもしませんが、現実に存在する価値の経験科学的な研究を志向したといふのでありますか。例えば最近アメリカにててきた Value Science といったようなものを考えておられるうか。

答 (1) ウェーバーが心情倫理に対し責任倫理を強く訴えるのは、すぐれて政治的実践についての特殊な倫理問題としてであり、ウェーバー

一バーにおいて政治に関するすべての倫理問題を特殊なものたらしめている条件は、政治的実践がつねに何らかの形で直接間接に物理的強制力（あるいは暴力）という特殊な、倫理的にみて危険な手段を行使するという事実にもとづいています。「人は誰でも、目的が何であれ、ひとたびこの手段と結託するや——政治家はすべてそういうのですが——この手段に特有の結果に引き渡されてしまふ。」したがって、およそ政治にタッチする者は、この手段からくる倫理的パラドックスと、このパラドックスの圧力のもとで自分自身がどのようになりうるかということに対する責任を片時も忘れてはならないということです。というのは、かれらは「すべての暴力の中に身を潜めている悪魔の力と関係を結ぶ」ことになり、そこには、簡単に目的による手段の正当化とか神聖化ということではすまされない、倫理的にみて危険なこの手段とその副作用が存在し、この手段と目的との間にはつねに大きな緊張関係が伏在しているからです。それだけに、政治的実践にたずさわる人は、自分の行為の結果に対し、それが見透しうる限り、その責任を他に転嫁することができるなどと考えてはならないというのであり、これがウェーバーの責任倫理の立場です。

もちろん、ウェーバーは心情倫理を二者択一的に否認するものではありませんが、確信にみちた心情倫理家、例えば当時のサンジカリストに対して、「君の行為の結果は反動のチャンスを増し、君の階級に対する圧迫を強め、階級の上昇を妨げるであろう」とどれほど囁んでふくめるように説明しても、かれらには何の感銘も与えないとばかりか、かれらは、その純粹な心情から発した行為の結果がた

とえ悪くとも、その責任は行為者にではなく、世間の方に、他の人の愚かさにあると考えるのである。このように、心情倫理的に行行為する者にとって、行為は垂範的な価値しか持ちえず、かれらはひたすら純粹な心情の炎を絶やさないようにすることだけに「責任」を感じ、それが起こりうる結果から判断して全く非合理的な行為であっても、それは何ら問題ではないのです。しかし、政治の領域におけるこのようないくつかの純粹に心情倫理的行為は、結果に対する責任が欠けていたために、その目的そのものが数世代にわたって傷つけられ、信用を失うことになります。それは、行為者が政治の中に働いている「悪魔の力」に気がつかないからで、このような心情倫理の背後にある致命的な欠陥は、かれらの「十中八、九までが、自分の負っている責任を本当に感じず、ロマンチックな感動に酔った法螺吹き」ということになるのです。

しかし、これに対してウェーバーはさらにつけ加えて、「結果に対する責任を痛切に感じ、責任倫理にしたがって行動する成熟した人間が、ある地点まで来て『私としてはこうするよりほかない。私はここに立つ』というなら、これは測り知れない感動を与える」ものであり、「その限りにおいて心情倫理と責任倫理は絶対的な対立ではなく、むしろ両者が相補って『政治への天職』をもちうる眞の人間をつくり出す」というのです。いずれにしても、ウェーバーにおいては政治的実践における責任倫理の重要性が強調されているのです。

つぎに心情倫理と責任倫理というものを個人倫理と共同体倫理と同じに解してよいかというご質問ですが、私はそれは適当ではない

と思います。たしかに一部にはウェーバーの責任倫理を共同体倫理のように解する人もあるようですが、ウェーバーの場合、心情倫理と責任倫理の区別は行為を倫理的に方向づける準則のちがいによるのであり、あえていうなら、いずれも個人倫理ということになるでしょう。個人倫理と対置される意味での共同体倫理といふものは、何らかの超個人的な主体としての共同体というものを実体的なものとして前提しており、しかもそれには共同体が諸個人の存在に優先するという思想が含まれています。そしてこれは個人の主体性の確立ということが稀薄なところではしばしば生じてくる考え方ですが、ウェーバーにとって個人の自律性と精神の自由ということは人間存在の何にもまして重要な不可欠の条件とされていました。

(2) 第二の問題について。たしかにウェーバーは現実に存在した、あるいは存在する価値について、それを経験科学的に研究しうると考え、現実認識の一環として実際にそれを行なっていますが、それはただちに実践がそれにもとづくべき価値規準を科学的に確定しうるということにはなりません。現実に存在する価値についての経験科学的な研究と、人がいかなる価値にもとづいて実践すべきかという問題はウェーバーにおいては原理的に区別されています。したがって、たとえある時代の、ある社会の支配的な価値が科学的に確認されたとしても、だからといって人々がその価値に従うべきだということには決してならないのです。

ところが、アメリカの社会学においては、価値は social structure の構成要素として、もっぱら社会的な interaction から生ずるものであり、それは社会理論の本質的要素と考えられています。しかし、

それは各個人にとってはむしろ与件として与えられているものであり、人々の社会的行為がそれにもとづいて志向すべきその価値は科学的研究の対象として追求されています。い)のような価値の社会学は、いうまでもなく、social structure とか social system というものは、自明の前提としており、そこでは個人はもっぱら社会のなかの個人、組織のなかの個人として考えられています。しかし、価値のこのような社会学的アプローチは往々にして現体制の維持と存続を前提としており、社会を変革しようとする者によってしばしば、はげしく批判され、拒否されています。ウェーバーも社会体制と価値との関係を問題にしますが、そこにつねに一義的な関係があるとは考えません。したがって、社会的に支配的な価値を科学的に確立することができたとしても、それが社会の一般的な目標としては認められることにはならないし、まして個人が自分の行為を方向づけるべき価値規準とはならないでしょう。上述のように、両者の間には明確な区別がなされているからです。

G・ミュルダールの経済学方法論発展の方向について

丸尾直美
〔中央大学〕

一 ミュルダールの経歴と業績

グンナー・ミュルダールは思想、理論、方法論、実践の各分野で独自のすぐれた貢献をしてきた。

ミュルダールは、一九二〇～三〇年代にまず経済理論家として注目された。ストックホルム学派の経済理論家として当時の彼がまず批判の対象としたのは、自由主義的経済理論と方法論であった。次いで一九三〇年代の大不況の時、彼は社会民主党政府のウイグフルス藏相の不況克服案に経済学的論拠を与えることに貢献したが、そのときから彼の経済政策問題への関心は深まった。第二次大戦後の社会民主党政府のもとでは、国会議員および商務大臣として実際の経済政策に携わり、スウェーデン銀行の理事をもつとめた。その後、彼の関心は、単なる経済的興味から、制度論や社会的問題にまで拓がり、福祉国家論を論ずるとともに、アメリカの黒人問題や低開発地域の社会的経済問題にとり組んだ。彼自身がいうように、彼は経済理論家から制度派の社会経済学者に転じ、国内問題から国際問題にまで関心と研究の領域を広めたのであった。

このように——筆者との対談で彼が云ったように——彼は「いつも真に問題がある国々の経済的社会的問題について研究すること

に」「生涯を捧げてきた」といえるであろう。すなわち、一九三〇年代には大不況の克服という当時としては最大の経済的困難にとり組み、第二次大戦直後は、スウェーデンにおける福祉国家の実現という課題に挑戦し、その後、海外に目を向けて、当時、社会科学者の誰もが避けってきたアメリカの黒人問題という難問に取り組み、さらにはその後は、アジアを中心とする低開発国の経済社会的問題の研究に熱心に従事している。(ミュルダールの各分野での業績についてはミュルダール著、拙訳「社会科学と価値判断」に付した筆者の解説で述べたのでここでは説明を省略する。)

P・ストリーテンがいうように、ミュルダールは単なる理論家ではなく、実践家であり、理想主義者でもあり、多くの職を経験し、様々な問題を研究してきた学者であるので、その理論や思想の立場を簡単に位置づけることはできない。たとえば、経済理論から政治的要素や価値評価を追放することに熱心であつた理論家時代のミュルダール(「経済学説発展における政治的要素」(スウェーデン語版一九三〇年刊、山田雄三訳「経済学説と政治的要素」)を執筆した當時)と、制度派の社会経済学者になり、実践の重要性と理念の価値を重視するようになつた近年のミュルダールとでは、その経済学方法論にも変化がある。

本報告では、比較的最近のミュルダールの思想的立場と方法論を中心として、ミュルダールの位置付けを行なうが、彼の思想的立場や方法論上の変化についても考慮を払うつもりである。

一 ミュルダールの経済思想上の立場

経済学者の思想的立場は、これを大きく三つの立場に区分することができよう。第一は、古典派経済学→新古典派経済学の流れを汲む自由主義経済論の立場である。従来の厚生経済学の立場も、ミュルダールや山田雄三氏がかつて指摘されたように⁽⁴⁾、基本的には自由主義経済思想の立場である。ミルトン・フリードマンなどの新自由主義はいうに及ばず、新古典派的総合の立場といえども、基本的には自由市場経済の秩序をできるかぎり生かそうとする立場である。

第二は、生産手段の社会的所有と計画的資源配分が行なわれる社会主義経済秩序が必然的に実現されると主張するマルクス主義経済学の立場である。「経済学説発展における政治的要素」の中でミュルダールが強調したことは、この二つの立場が科学的客観性をよそおいながらそれぞれ強い価値評価に立っているという点であった。

第三に、これら二つの経済思想的立場とは異なる福祉派ともいえる立場がある。それは経済体制としては、現実の先進諸国の経済が自由市場機構の長所を生かしながらも、部分的社会化と計画原理をとり入れた混合経済体制へと移行する傾向があると考え、そうなることが望ましいとの価値判断を持つ。また、経済制度ないし体制の改革が必要だと考えるので、経済社会制度の研究をも重視する。グンマー・ミュルダールはオランダのヤン・ティンベルヘン (Jan.

Tinbergen) などとともに、思想的にはこの立場に立つ。この立場は、理念の上では、福祉や平等を重視し、政策決定のプロセスとして政治経済両面における民主主義を重視する。⁽⁵⁾

三 ミュルダールの経済学方法論上の立場

経済学方法論の立場も経済思想上の立場にほぼ対応して三つの立場が考えられる。

第一の自由主義経済論では、かつては自由市場のメカニズムをフルに生かす自由競争の維持が「神の見えざる手」によって富の増大と社会的な調和をもたらすとの価値判断を持っていたので、これ以外に価値的な政策目的を設定して政策介入をする必要性を例外的にしか認めなかつた。それゆえ価値的な政策目的と政策主体の問題は経済学の問題ではないという立場に立ちがちであつた。また、この立場では経済政策目的と経済政策手段の関係は、経済要因間の因果関係の一方を目的とし他方を手段とみなしたものにほかならないと⁽⁶⁾いう。

第二に、マルクス主義経済論では資本主義経済体制の崩壊と社会主义経済体制は、必然的歴史法則によって実現されるものであるとの考えに立っているので、価値目的や理念を前提として政策や改革を行なう方法論は拒否される。

これにたいして第三の福祉派の混合経済論的立場では、政策介入と経済制度の改革を重視するので、当然、政策目的が重視されるし、政策決定のプロセスも重視される。

既に指摘したように「経済学説の発展における政治的要素」を書いた頃のミュルダールは、右の第一と第二の立場の経済理論に内包

される価値評価を明るみに出すことに熱心であった。当時の彼は、

経済理論に隠されている形而上の価値判断を追放すれば、一国の健全な実証経済理論が残るとの考え方を持っていた。⁽⁸⁾

しかし、その後、彼は経済学から価値評価を追放してしまったことは不可能であること

ボジティブ

を認識するにいたり、この問題についての彼の主張の重点は、経済分析を行なう場合の価値評価ないし理念をできるかぎり詳細に具体的に明示すべきだという点に移つていった。たしかに彼自身がいう

ように、彼の方法論は、価値評価を明示すべきだという点に関しては、一やはり彼が筆者との対談で強調したように—その初期の時代から今まで首尾一貫しているが、初期の時代には、経済理論の中のかくれた価値評価を追放するというネガティブな面に力点があつたのにたいして、近年のミルダールは経済分析の前提となる価値評価の内容——平等の理念や人命尊重の理念など——を積極的に述べ、それを現実性ないし適切性(relevancy)、有意性、実行性という観点から検討するのが必要だと考えるようになっている。この点に關して彼の考え方が変わったことは彼自身が、次のようにはつきりと認めている。すなわち一九三〇年の彼の「経済学説の発展における政治要素」の中では、「もしもすべての形而上学的要素が根こそぎ取り去られて、なんらの政治的結論も引き出されないならば、価値評価とはまったく独立した実証経済理論の健全な本体が残るだろう」という考えが、その本全体の中に潜んでいた。それゆえ選ばれた

すべての価値評価から独立に得られる科学的知識の本体が存在するとのこの暗黙の信念が、純朴な経験主義であることを間もなく私は知つた。⁽¹⁰⁾

ミルダールが経済理論や経済分析から価値を追放することができないと考えるようになった主たる理由は、一つには、問題の設定 자체が価値評価によって異なつてくるからであり、もう一つは、目的と手段の関係は、目的が与えられれば、それに適合する手段が一義的に決まるという単純なものでなく、手段も目的を規定し、「低次の」目的は「より高次の」目的に規定されるというように目的—手段の関係が階層をなしていると考えるからである。

四 価値評価の客觀性

また、彼は価値評価にも低次の(より具体的で個別的)価値評価から高次の(より抽象的一般的な)価値評価まで階層があり、高次な価値評価ほど社会的合意を得やすいことに注目する。さらに、より公的な機関において考えたり行動したりするほど高次の価値評価を自覺することをも指摘している。⁽¹¹⁾(これは、わが国でいう総論賛成、各論反対の傾向であろう。)それゆえ公的機関で関係者参加のもとに民主主義的に討議することによって高次の価値評価が認められるようになるが、ミルダールはこれを「民主主義と呼ばれる社会における社会的自己回復の理論」と呼んでいる。

さらに彼は、社会科学による科学的客觀的分析が誤った価値評価ボディ（たとえばニグロは生来、劣等であるといったような偏見）を正し、より客觀性のある価値評価をもたらす作用があるというが、ミル

ダールはこれを「社会科学研究における自己矯正過程」と呼ぶ⁽¹⁴⁾。

このようにミュルダールは、価値評価も、それを階層的に考えると、①より高次の価値評価によって基礎付けられるし、②民主主義的过程によつても矯正される傾向があり、③さらにそれが誤つてゐる場合は、科学的研究によつて自己矯正されていく傾向があること、などを認めるようになった。このような考えに立つて価値評価ないし価値判断に客観的根拠を与えるとする行き方は、むしろどちらかといえば、慶應大学の氣賀健三教授および加藤寛教授のグループの経済政策方法論と類似性を持つようになつてきているといえよう。

五 価値前提の明示

ミュルダールは社会科学研究の具体的基準として用いられる価値評価を価値前提(Value Premises)と呼んでいるが、これは政策基準なし政策目的に類したものといえよう。ミュルダールは、社会科学研究においては、論理的にコンシスティントな一組の価値前提を、適切性(relevancy)、有義性ないし重要性(significance)、実現可能性(feasibility)という観点から選択し、それを仮説的なものとして設定し、それを価値評価の場合と同様に明示し、明確かつ具体的に、事実に関する知識の形で述べなければならないという。

ミュルダールは経済理論家から出発したが、同時に、実態調査と

実際の政策にも従事し、さらに理想主義的な制度派思想家でもあるので、経済学が科学としての客観性を維持しつゝ、同時に実践的な改革にも役立つものとなるためにはどのような方法論によるべきか

を考えに考えた。社会科学の研究に不可避の価値評価と価値前提を、以上のような形で明示し、検討した上で、これを仮説的なものとして設定することが必要だと結論に達したのである。

六 人命尊重と平等の理念について

近年のミュルダールは、「異なる歴史の時代にそして異なる文明にさえも共通な一般性を持つ『最高次』のレベルでのある種の道德的諸原理が存在するようと思われるという事実」について論ずるまでになつてゐる。その種の価値評価として彼は、人命尊重と平等の原理を例として挙げて、こうした価値評価は、実際の政策では必ずしも具体化されないが、それにもかかわらずこうした基礎的な道徳原理の存在と影響をかえつて証明するようなことが生ずるし、平等の原理にしても、「その普遍性と超時間性は、それがわれわれの価値評価の領域における最高次のレベルにおいて、事実、全人類の道徳の大望であることを示している」という。

七 ミュルダールの社会研究方法論の限界

ミュルダールの method論は、社会研究の客観性と実践性を両立させるための方向を示唆することに寄与し、その制度論は、福祉志向の混合経済体制の基礎づけに役立つた。

しかし、ミュルダールの制度論にも方法論にも限界ないし弱点がいくつかある。

方法論の面では、第一に、①価値評価および価値前提、②理論分析、③実証分析、④実際の政策の実施の関係が必ずしも明快でない

ことである。適切さないし現実性 (relevancy)、有意性ないし重要性、実現可能性、コンシステムシイ（整合性）という価値評価および価値前提の仮設のための判断基準の根拠もあいまいである。こうした判断基準は、実は右の四つの領域に分けて考えるべきであると思われるが、この辺のところをさらに明確にしていくことが、社会科学方法論上の一つの課題である。

第二に、ミュルダールは、価値評価から価値前提を導き、さらに価値前提を specify することも必要であり、これを十分、明確かつ具体的に事実に関する知識の形で述べなければならない、というが、実際には、社会科学研究の前提となる価値評価や、一般性のある価値前提の内容を具体的体系的に示すまでにはいたっていない。また、彼は人命尊重や平等の原理の普遍性、超時間性を主張するにいたつたが、そういう原理が、一九三〇年代に彼が熱心に追放しようとした自然法の思想と功利主義の思想とどう違うのかが疑問として残る。

第三に、彼は民主主義の「社会的自己回復の理論」を主張し、制

度論としても、政策決定における民主主義の重要性を強調するが、この問題に関しても具体的展開が十分になされていない。

もつとも以上のような点は、ミュルダールの方法論上の弱点といふよりも、彼が十分果たしえなかつた点であり、こうした面で方法論を発展させることは、今後の課題といえよう。

本稿では、この三つの問題についての発展の方向を経済学の枠内で考えてみることにしよう。

八 経済学の領域と経済政策

経済学は単に真理を追求して、知的満足を得るために研究されるものではない。それは実際の経済政策に応用され、社会の人々の幸福ないし福祉を高めるものに役立つものと期待される。こう考える点ではミュルダール等の福祉派の経済学者は勿論、A・C・ピグー等の厚生経済学者も同様であり、経済学者はそう考えるべきだといえよう。

しかし、経済学者の中には、①理論を重視する人、②実証分析を重視する人、③理念や価値に重きを置く人、④実際の政策への具体的適用を重視する人といろいろなタイプがある。そして理論、実証、価値、政策の四つの分野のどこを重視するかによって、方法論にも違いがてくるようと思われる。いま、第1表のように、縦欄を理論と実際とに二分し、横欄を「存在」(sein or is) と当為 (sollen or ought to) に一分すると、因果関係を理論的に扱うのはⒶの領域であり、これを中心に研究するのが純理論ないし原理論である。そしてこのⒶの領域の研究者は、第2表のⒶに示すように論理的コンシステムシイを研究の評価の基準として重視する。

次に第1表のⒷの欄は、因果関係の実証的分析であり、経済学の領域では、計量経済学、経済史、現状分析がそれに当たる。そしてこの領域の研究において重視されることは経験的ないし実証的コンシステムシイである。つまり理論上の想定と実際の経験とのコンシステンシイが問題とされ、理論が経験的実証によって検証される。

第三に、第1表の右側の欄では価値判断を要する問題が扱われる

第1表

	事実判断の領域 (因果分析) sein (positive)	価値判断の領域(目的手段分析) sollen (normative)
理 論 (抽象的一般的)	Ⓐ 純理論 (因果関係の理論的分析)	Ⓒ ① 問題の設定 ② 政策目的ないし基準の検討
実 際 (具体的個別的)	Ⓑ 経済史 計量経済分析 (因果関係の実証的分析)	Ⓓ 具体的政策の決定等の実行方法の検討

第2表 第1表の各領域における判断の基準

	Ⓐ 論理的 コンシステムシイ	Ⓒ ① 有義性、適切性 ② 価値的コンシステムシイ
実 際	Ⓑ 経験的 コンシステムシイ	Ⓓ 実行可能性

が、Ⓒの領域では、まず、取り上げる問題の現実性ないし適切性(relevency)が問われ、次いでその有義性ないし重要性(significance)が問題とされる。ミルダールもどんな問題を扱かうかを決定するときに価値評価が必要になるとと言うが、その場合、判断の基準となるのが、有義性と適切性であるという。

Ⓒの領域のもう一つの問題は、政策目的ないし価値前提の設定と検討である。この問題には強い価値判断ないし価値評価が不可避的に導入される。それゆえ価値判断論争ないし方法論争において最も問題にされたのは、この領域の問題を社会科学においてどのように扱うかという点をめぐってであった。

九 価値前提と福祉指標の役割

後に、経済学者の一派は、経済学からできるかぎり価値判断を追放するとの考え方から、経済学の研究領域を *sein* の問題に限定し、政策目的ないし価値前提の設定は、経済学の外から与えられるものとした。政策目的ないし価値前提を論ずるのは政治または道徳哲学の役割であり、経済学としての経済政策論は、所与の具体的目的にたいする手段の適合性を論すればよい、と主張されるようになつた。

他方、やはりマックス・ウェーバー的考え方を発展させながら、政策目的や価値前提の内容を明示し、コンシステムシイという観点から検討すべきだと主張する一派も生じた。ミルダールの立場は、この相対立する二つの立場のうちの、前者の立場に近いと当初は解されたが、理論派から制度派に転じた後の近年のミルダールは、

経済社会分析の前提となる価値前提を明示し、その内容について立ち入った検討をすることに極めて熱心になり、「異なる歴史の時代にそして異なる文明にさえも共通な一般性を持つ「最高次」のレベルのある種の道徳的諸原理」の存在について述べるようにさえなった。⁽²²⁾たとえば平等の理念や人間尊重の理念について論ずるようになつた。価値判断から経済学を独立させることに熱心な近代経済学者の一派が、こうした価値前提の問題を殆んど論じなかつたのと、この点対照的である。

しかし、かといってミルダールは価値前提を道徳哲学的に検討し裏付けることを主張する立場に転じたというのではない。彼は、価値評価の階層性に注目し、高次な一般的抽象的価値評価ほど、人々の支持を得る傾向があることなどを指摘しているが、同時に、平等とか人間尊重という極めて一般性のある価値評価でさえも、実際にそれらを基準として用いる場合には具体的特殊的になるので、利害の対立が避けられないことをも指摘している。おそらくこの点での一つの解決の道は、高次の価値評価を明示すると同時に具体的な価値前提を体系的に示してできるだけ具体的に示し、それをできるかぎり社会的合意を得るようなものに整備していくことと、その作成とその実際の政策への適用に際しては、関係者の参加する公的機関において十分な討議と検討を行なうことであろう。こうしたプロセスは、仮設された価値前提の価値的整合性ともいべきものを高めるためにも必要であろう。最近、国連、OECD、その他各国で作成されつつある社会指標や福祉指標はそうした価値前提の体系化と具体化の試みとみることもできよう。

価値前提の体系化としての福祉指標を作成する場合にその体系をどう組み立てるかが一つの問題であるが、経済面の福祉に関しては、A・C・ピグー以来の経済目的をめぐる論議を経て、その体系は定着してきた。すなわち、所得水準の増大・平等・安定を福祉改善の内容として体系化されてきた。ただ、近年までは所得というフローについての三命題を福祉改善の内容としてきたが、資産ないし富というストックについてもその水準の増大・平等・安定を福祉の内容として体系化する必要があろう。それゆえ経済面での価値前提としては第3表のような体系を仮説的に設定することができる。

第3表 経済政策目的としての
経済福祉指標の体系の仮説

所得と富の	フロー	ストック
	水準の	増大
	分配の	平等
	変動の	安定

経済以外の面での価値前提ないし政策目的についての体系化は経済面でのそれに比べて定着化していないが、最近、OEC、国連、日、米、等々で福祉指標の体系化が進んでいるが、第4表にみるよう非経済面での社会的な価値前提の内容にも著しい類似性があることがわかる。

結局、経済社会いづれの面での価値前提ないし政策目的もアブリオリに与えられるものではなく、社会科学者の研究や公的機関での論議を通じて体系化され、具体化され、社会的合意を得たものを仮説的に価値前提ないし政策目的として仮説していくほかないであろう。福祉指標ないし社会指標はそういう性格の仮説的なものであるが、これを具体化し、数量的な指標として政策の目的および指標として政策の

第4表 各機関による福祉指標（社会指標）体系の主要因の比較

		作成機関 福祉要因	OECD	国連(ドーラ・ノフスキー) (アメリカ社会報告)のため	同盟労働者 福祉指標	東京都の 福祉指標	国民生活 審議会 (注)
I 基礎的 ニード	①所得と消費 ②安全・安定 ③健康	財貨・サービスの支配 公正の安全と正義 健康	栄養 安全 健康	所得と貧困 公共の秩序と安全 健康と疾病	所得および資産の水準・安定・分配 人命尊重度 保健衛生	所得・消費 安全 健康	(財貨・サービスの支配) 公共の安全 健康
	④自然環境の保全(自然との調和) ⑤居住環境 ⑥労働環境	物的環境 労働と雇用	環境 居住	物的環境	環境破壊 生活環境 労働環境 社会福祉	自然環境 住生活 交通・通信 労働	物的環境 (労働)
	⑦教育・文化 ⑧余暇 ⑨参加と連帯	学習 余暇 コミュニティ	教育 余暇	学習・科学・芸術 社会的流動性・参加と疎外	教育・文化・情報 余暇 創造・参加	教育 余暇 連帯	教育 余暇 コミュニケーションと生活の質
II 環境上の ニード							
III 高次の ニード							

目的および指標としていくことは、今後の経済政策を発展させる一つの方向といえよう。

一〇 政策の実行可能性と政策決定機構

第四に、①の領域で、*sollen* の問題の具体的実際的適用が問題とされ、ここでは政策の実行可能性、政策実行上の効率ないしコスト、等によってその政策の良否が検討される。

実行可能性は①技術的に実行可能かということ、②技術的には実行可能でもその実行に膨大な費用コストを要すれば事実上、実行可能でなくなるのでコストも検討されなければならない。さらに、③技術的な政策がある。たとえば、技術的に実行が困難であったり、膨大な費用を要する政策の一例としては、理想的な無公害政策があり、政治的に実行困難な一例としては、土地や産業の全面的な公有化を挙げることができよう。

経済政策を実際に行なうにあたっては以上の三点を十分に検討することが大切であるが、従来の経済学でも経済政策論でも——福沢派の一部の経済学者を例外とすれば——政策の決定と遂行過程におけるこうした問題を殆んど検討しなかった。やっと最近になって、公共経済学の一環として、政策決定(*decision making*)の問題に経済学者も関心を示し始めたが、今後、混合経済化が進行し、市場外での経済決定のウエイトが高まるにつれて、政策の決定と実行過程の問題を経済政策論ないし政治経済学の領域で検討することが一層大切になるであろう。

— 経済学方法論適用の一例

以上の四つの領域に、具体的に、たとえば物価安定の問題をあてはめて考えてみると、まず、物価安定問題をとり上げるのが有義ないし重要で適切かが問われ（◎の①）、次いで物価騰貴とその原因との因果関係が理論的に分析される（Ⓐ）。そして果たしてそのような因果関係が実際に存在するかどうかが経済の歴史についての分析や計量経済学の手法によって検討される（Ⓑ）。あるいは逆に、たとえばフィリップス仮説の場合のように、実際の相関関係の分析による発見から理論的因果関係が推定される場合もある。（前者の場合は演説的であり、後者の場合は帰納的である。）さらに、（◎の②）の領域では、物価安定という目的と、より高次の価値前提（たとえば国民の福祉）との関係や他の価値前提（たとえば分配の公正）との関係がⒶ、Ⓑの分析を基礎としながら検討される。たとえば、生産性向上率を上回る賃金上昇が物価騰貴の主要因だということが、理論と計量的検証によって裏付けられ、それゆえ賃上げ率を生産性向上率に見合って抑制することが物価安定にとって効果的だということが知られても、果たしてそれが、より高次の価値前提に照らしても好ましいかどうかが（◎の領域で問わねばならない。さらにはそうした価値前提の内容や価値前提相互の関係も、検討されることにならう。

そして最後に、物価安定や分配公正という価値前提ないし政策目地にとつて適合的であると判断されても、その物価安定政策が果たして、この社会において実行可能であるかどうかが①の領域で考慮

されることになる。たとえば、所得政策が物価安定に有効であることが理論の上でも計量的推定によつても明らかであつたとしても、労働組合や自由主義者の反対のために政治的に実行が困難な場合がある。あるいは既に述べたように、技術的に実行が困難であつたり、行政費用がかかりすぎて実行困難な政策もある。

— む す び

ミルダールは、経済および社会問題の研究において、隠された価値評価を明示し、価値前提を具体的に明確に示すことを主張すると同時に政策の実行可能性についても十分な考慮を払つた。また、科学的研究による社会科学の自己矯正作用や民主主義機構による民主主義の社会的自己回復機能、価値評価の階層性などについての彼の論も、経済政策方法論の発展にとって重要な示唆を与えた。ミルダールによつて示唆されたこうした方向を発展させ、経済政策方法論に適用させていくことは今後の課題である。本稿の第一節から第八節までの中で述べたような形で、経済学の諸領域の関係を明確化し、価値前提を福祉指標として体系化（できるかぎり数量化）することと、政策の決定と実行の機構の在り方を検討することは、そうした方向に経済政策論を発展させるために重要なことといえるであろう。

付 注

(1) 「ヨロノミスト」一九七〇年七月七日号『高福祉社会の悩み』六六頁参照。

(2) Paul Streeten, "Introduction," ix, in Gunnar Myrdal,

Value in Social Theory, - A Selection of Essays on Methodology, edited by Paul Streeten, London, 1958.

(3) 英語版 Gunnar Myrdal, *Political Elements in the Development of Economic Theory*, Routledge & Kegan Paul LTD. London, 1955. 山田雄三訳「経済学説と政治的要素」春秋社一九六七年刊。

(4) 山田雄三著「厚生経済学」春秋社一九五〇年刊。

(5) わが国では、加藤寛慶大教授とその研究グループの立場がこれに近い。

(6) いわゆる近代経済学者の理論経済学者にはこう考える人が多い。

(7) たとえば、ヤン・ティンバーゲン「新しい経済」岩波新書、小松・加藤・原・赤沢・丸尾共著「現代経済政策論」東洋経済新報社一九七二年刊、拙著「福祉国家の経済政策」中央経済社一九六五年刊、等はこれに類した立場に立つ。

(8) Gunnar Myrdal, *Objectivity in Social Research*, Random House Inc. 1969. 丸尾直美訳「社会科学と価値判断」竹内書店一九七二年刊、一一頁。山田雄三訳前掲書一三頁（スウェーデン語版への序文）参照。

(9) 前掲邦訳書「社会科学と価値判断」一一頁。

(10) 同邦訳書一八頁。

(11) 彼はいう。「答えを与える」とかやむためにはその前に質問がなされなければならない。質問は、世界におけるわれわれの関心の全面的な表明であり、その底には価値評価が

80°] *The Political Element in the Development of Economic Theory*, Preface to the English Edition, pp. ix-xvi. 244

び前掲邦訳書一八頁参照。

(12) 同訳書一〇頁。

(13) 同訳書六一頁。ある *Value in Social Theory*, p. 194.

(14) 同訳書八一頁。

(15) 気賀健三著「経済政策原理」慶應通信一九五八年刊および「経済政策総論」労働文化社一九五〇年刊、小松・加藤他著前掲書。

(16) ルダール前掲邦訳「社会科学と価値判断」一〇一頁、一〇五頁。 *Value in Social Theory*, ch. 7, pp. 153-64. *Asian Drama*, ch. 2, pp. 49-69 等参照。

(17) 前掲邦訳書一二三頁。

(18) 同邦訳書一三九頁。

(19) 同邦訳書九〇頁および一〇一頁参照。

(20) ルダールは価値判断という言葉は誤解を招くとして価値評価という用語を用いる。

(21) 山田雄三著「計画の経済理論」勁草書房一九五一年刊。

(22) 前掲邦訳書一六一八章参照。

質問一 (南山大学 酒井正三郎)

一一〇位の点について質問させて頂きます。

1. ルダールの価値判断ないし評価という概念がかなり拡大されているような感じがしますが、彼において価値関係だけと価値判断の区別はとりざられていると解釈してよいの

であろうか。これが、第一点です。

2. つぎに丸尾教授は、ミルダールを越える問題として福祉指標の開発にふれられているが、この議論の展開のなかにつつ二つ問題があります。

その一つは、フローとストックを分ける考え方ですか、最近アメリカの変異では M.E.W. についてストックそのものではなくて、そのサービスを福祉指標のなかに入れていこうとする考え方ですが、そして理論的には私もそのように考へることが妥当であると信じていますが、この点について貴見をお伺いしたい。

さらに、フローとストックとパフォーマンスとストラクチャを区別してその結びつきを考えていられるようですが、後者はむしろ前者と同一のもの（例えばグロスのように）と解されるのですが、これを貴見では組織論の概念と同一視して区別されようとしている点について、もつと説明を承り度い。

さらに貴見では経済福祉指標を作るというよりは、社会指標の体系を作つていこうという志向が強いようで、この考え方もよく判りますが、お答のなかに第三の方向があるといわれていて、しかもそれは生活の満足度を測定するものだと述べられたが、いったいすべての福祉指標はそういう性質のものであるべきであつて、第三のものだけがそうだとする考え方、私には一寸理解できません。この最後の点は質問の質問ですが、これについてはつきりした貴見をおきかせ願いたい。

近年のミルダールは価値評価や価値前提の内容にも検討する高次の価値評価には普遍性と超時間性があるとまでいいうが、あ

くまで価値評価も価値前提も仮説的なものとみている点では、価値関係的な態度をとっている。また、社会科学によつて価値評価（彼は近年では価値判断といわずに価値評価という用語を用いる）のあやまりを正すことができるとはいうが、社会科学で価値判断そのものの当否を扱うとまではいっていない。

福祉指標は、論理的コンシスティンシイの上からいえば、ストックもそのサービスなどをとつてフロー化してあらわし、ストラクチャーでなくパフォーマンスだけをあらわすのが、福祉をあらわすという観点からみて好ましいが、実行可能性ということになると、次表のような関係を考え、できるかぎりⒶの領域の指標を用い、そういう指標として適当な指標がえられない場合には①の指標を用いるが、この種の指標の中にはストラクチャーなのか、ストックなのかインプットなのか区別できないものが多い。

フロー ストック

(パフォーマンス) (アウトプット)	A	B
(ストラクチャー) (インプット)	C	D

最後の御質問に関して。福祉測定には①経済的貨幣的測定によるアプローチ（NNWなど）、②社会的物質的測定）、③アンケート調査などによる心理的アプローチで主観的満足度を測る、第三の方法も併せて必要だといったのです。

質問二 (青山学院大学 北見俊郎)

ミルダールの政策論の中で、「非経済面」でのもろもろの

問題までを政策対象とされているわけですが、（それは社会科学としての政策論としては当然ですが）われわれ（あるいは私個人かも知れませんが）が一般的に理解している「経済政策」の原則は究極的には政策主体が意とする時代的要請（例えば、

日本における重化学工業生産力の拡充を前提とした政策のものでは、かりに「交通政策」といった個別的問題においても、それは交通問題の解決ではなく、いわば流通過程の合理化にもとづく重化学工業の政策に還元されてしまうということになってしまい（そうですが）にふくめられてしまふともいえるとします。つまり、ミルダールの経済政策論では、科学的な総論としての「政策論」と各論としての「政策論」との関係はどのように考えたらよいのでしょうか？また、福祉主義的立場をとる彼の政策理論の中心点（前記のように、国民経済に支配的な影響を与える生産力の立場から政策をとるという総論的な政策論に対して各論的な立場からの政策目標との関係）はどのように考えられているのでしょうか？

答 ミルダールは自分は経済学者でなく制度派だというように、社会的制度的要因を重視します。価値前提あるいは政策目的として生産力の発展を考えるのが総論的な政策論だという発想自体がないと思います。低開発国の開発問題では近代化という価値前提を彼は重視しますが、より一般的には人命尊重とか平等という価値評価に基づいた価値前提を重視するのが、彼の総論的立場だといえるでしょう。各論といえるかわかりませんが、個々の問題についてのより具体的な価値前提は、それぞれの場合についての適切性ないし現実性、有義性、実行可能性を考慮して仮説的に設定するというのが彼の基

本的考え方です。たとえば総論として平等という価値評価は、アメリカの黒人問題では人種差別の除去というより具体的な *Specify* された価値前提となります。

質問三（関西大学 守谷基明）

政策目的の指標化と数量化に福祉指標ないし社会指標の体系化が必要であると云われているが、それはフロー概念で構成される経済指標の体系化によつても可能であり、むしろその方がより緻密である。論理的には、福祉指標ないし社会指標の体系化の指摘に至るまでに、これまでの厚生経済学的アプローチからストック重視の他のアプローチ、例えばグローバルなエコロジー的アプローチへの転換の問題などが強調されていなければならぬのではないか。

答 福祉指標ないし社会指標は、フロー、アウトプット、パフォーマンスであらわすほうが福祉の指標として、より直接的で整合的であることは、酒井先生の御質問への答えで申し上げたとおりです。また、フローとストックと両方の指標を合計することは理論的に正当化されません。しかし、ストック指標は不要かというとそうではない。お説のようにエコロジカルな発想からいければ、たとえば大気汚染物質の年々の排出量（フロー）よりも、蓄積された汚染物質のストックが大切ですし、有限な自然資源保全という観点からみれば、それを沢山用いて多くのフローを生産することは必ずしも人類の福祉にとってプラスなりません。福祉の指標を人類全体の観点から超長期的に考える場合、環境関係のストックの指標も無視できません。福祉の指標も、どういう観点から問題を考えるかによってどの面が重視されてくるかがきまつてくることは否定できません。

〈自由論題〉

イギリスにおける工業団地化の政策的意義

山田一郎
〔専修大学〕

一 はしがき

（）にいう工業団地（Industrial estate）は、一般的にはいわゆる「工業化の手段」（tool for industrialization）として、イギリスのみならず、戦後はかなりの国々においてみられる顕著な産業現象である。それらの国々とは、当面のイギリスを初め、アメリカ、フランス、西ドイツ、日本などの先進的工業国のみならず、インド、メキシコ、ペルトリコなどの発展途上国も含まれる。わが国においては、それ以前からの自主自發的な工業団地に加えて、昭和三六年度から政府の助成指定制度が、専ら懸案の中小企業の構造改善、近代化促進方策の一環として実施され、現在では、全国各地にかなりの数（およそ一三〇団地内外）がみられるることは周知のことと思う。

ところで、以上のような工業団地については、各国それぞれ事情を異にしており、決して一様ではない。つまり、それぞれの国民的課題、産業構造ないしは工業化の水準などによって、工業団地化の目的、動機、進め方、あるいはその様相（団地の規模、業種、バターンなど）を異にしていることはいうまでもない。

さて、私がこことにとりあげようとするイギリスにおける工業団地についてであるが、当のイギリスでは、既に戦前から地域開発の手段としてそれが政策的に展開されているのみならず、私設民営のものは、世界に先がけて、早くも前世紀の末葉に現われている。それゆえに、イギリスは、いわば「工業団地の母国」であるといえる先駆国であるのみならず、工業団地のもつイギリスにとっての政策的意義の重要性、現に展開をみつつある工業団地の数、規模、政府当局の熱意のほど、等々からいって、他の国々の追随を許さないものがあり、また、われわれの注目に値する重要な意味をもっているものと考える。よって、この度、私は、先ず当のイギリスにおける工業団地の政策的意義は何であろうか、ということに焦点をしづぼって報告してご批判を仰ぎたい。

二 団地化政策の推移

先にもふれたとおり、イギリスにおいては、工業団地化の歴史は古い。私営のものは既に一八九六年にマンチエスターに設置されている。これをスタンフォード大学のW・ブレドウは「工業団地の

母」と呼んでいる。⁽¹⁾ その三年後には、アメリカのシカゴにも生まれているが、イギリスでは、さらに、一九二〇年代に、ロンドン周辺地域に、有名なスラグ団地株式会社（一九二四年設立）を初め、幾つもの私設会社が設立されている。このように、イギリスにおける工業団地化の端緒は、先ず私企業により、商業ベースにおいて展開されている。この段階を私は、イギリスにおける工業団地化展開の「第一期」と称したい。

ところで、このような工業団地が、政府によって、特定の政策の対象として意識的とりあげられるようになつたのは、一九三〇年代においてであった。これによって、工業団地化問題は初めてイギリスにとって国民的課題の一つとなつた。当時は、周知のとおり、各国の資本主義体制は、かの世界大恐慌の打撃からいかに脱出すべきかに苦悩し、おののその立ち直りに努力しつつある最中であった。イギリスとてその例外でないことはいうまでもない。

一九三〇年に、イギリス政府は、バロー委員会の勧告にとづき、『特別地域（開発と改善）法』〔Special Area (Development and Improvement) Act.〕なる法制措置によつて、工業団地化の問題を先ず不況地域対策の手段としてとりあげることにしたのである。すなわち、本法のねらいは、とりあえず先ず、恐慌にうちひしがれた地域の失業救済を直接の目的とし、政府指定の特別地域の雇用促進のために工業団地化を補助金制度によつて誘導奨励した。その後の措置によつて特別指定地域が追加されているが、本法施行当時は、東北イングランド地方（とくに東海岸地方）、スコットランド、南ウェールズなどが特別地域として指定された。この『特別地域法』

がその後の工業団地化にまつわる法制措置の先がけをなすわけであるが、これ以後、第二次世界大戦の終戦にいたるまでの時期を、前出の「第一期」民営時代に続く工業団地化展開の「第二期」と称したい。そして、戦後今日までを「第三期」として分類しておく。

(一) 第一期 私設民営時代（一八九〇年から一九二九年まで）

(二) 第二期 第一次政策的展開の時期（一九三〇年から終戦まで）

(三) 第三期 第二次本格的、全面的、計画的な展開の時期（終戦時から今日まで）

ここで、右の『特別地域法』による工業団地化の展開、また、それによる不況地域ないし慢性的低開発地帯（したがつて著しい低就業率の地域、最も著しいのは一九六六年の統計でさえ、北アイルランド就業率男女とも四八・八%、スコットランドで五七%、北部イングランド五三%など）の失業救済、雇用促進、工業化促進——地域開発の政策的効果は、決して芳しいものでなかつたと推測されるのであるが、その理由などについて吟味する暇はないので先を急ぐことにする。

さて、『特別地域法』に引き続いて、当該法律の修正のみならず、次々に新しい法制措置が制定され、その都度、くだんの工業団地は、累積的に政府の政策的意義が加重され、あるいは新しい意味づけが与えられ、手厚い財政援助の強化と相俟つて、勢力的に展開されつゝ今日に及んでいるのであるが、それが前述のとおり、戦後の「第二期」において、いよいよ本格化するにいたつたと表現できるであらう。本格化するにいたつたという意味はいかなることか、まさに、

この問い合わせに答えるのが本報告の基調をなす問題であるが、それは後廻しにして、先ず、今日にいたるまでの各種法制措置の概略を摘記しておきたい。(☆印が主法)

☆(一) 一九三〇年、『特別地域（開発と改善）法』趣旨は既述の

通り

(二) 一九三七年、同右『修正法』。指定地域の拡大、若干の援助措置の拡大

(三) 一九四四年、『白書』(White Paper)、特別地域法によるたんなる雇用促進に加えて、積極的な地方産業開発の重要性を強調

☆(四) 一九四四年、『工業配置法』(Distribution of Industry)、右の『白書』の趣旨を承け、低開発地域の雇用促進のみならず、そのためにも、国全体の国土開発、地域不均衡の是正解消、工業立地政策、地域開発政策展開の法的裏付けをなすものであり、そのような重要な政策の用具として、工業団地化政策がいよいよ本格的に展開されることになった。いわば、本法はその後の工業団地化展開の主柱的な母法である。

(五) 一九四七年、『都市並びに地方計画法』(都市計画法、Town and County Planning Act.) 一九四五年法の補完法。ロンドンなどの過密都市の集積防止、人口分散、人口五万以上の職住併存の新都市建設、なお、その補完、拡充の法律として追加措置、

- (1) 一九六五年、『新都市法』(New Town Act)
(2) 一九六八年、『新都市（スコットランド）法』(New Town

Scotland Act)】。

☆(六) 一九六〇年、『地方雇用法』(Local Employment Act)。

(1) 一九六三年、同『修正法』

(2) 一九七〇年、同『再修正法』

法制措置としては、以上のとおりの推移を辿ってきているのであるが、大体、これによつてうかがえることは、最初の不況地域の雇用促進という部分的対策、あるいはむしろ社会政策的な一つの対策

用具として工業団地を考えた段階から、漸を追つて問題意識が移行し、漸次、地域産業開発、都市対策（過密化防止に公害対策の意味もある）、ニュータウン建設、さらに、積極的な工業再配置、全面的かつ計画的な国土開発へと、政府の政策的意図が加重され、また重点が移行していることである。つまり、部分政策から全面的な産業政策へ、そして、その都度、わが国のそれとは比較を絶する各種の手厚い財政援助措置が強化実施されてきている。各種援助措置の具体的な内容は残念ながら割愛させて頂きたい。そして、その工業団地化政策の特色としては、政権交替によつても影響をうけないと、政府が本腰を入れていてこと、全面的な計画とコントロールが中央に一元化していること、わが国のように官庁間に繩張り争いがないこと（主務官庁は商務庁から衣替えした通産省、だがよく確認してはいないが最近では、技術省に移管されたとも仄聞する。）、各般の地方自治体、とくに市当局も国の施策に呼応し、一体となつてしかも自主的に都市レベルの公営、私営の工業団地化の推進主体となつていること、などが指摘され、その他の点でも、わが国としても大いに見習うべきことが多い。なお、わが国のような「中小企業

問題」意識のないイギリスでは、工業団地化問題に関する限り、とりたてて中小企業の近代化促進とか構造対策などの言葉は一言半句も見出せない。

(1) 末尾の参考文献中、(1)のW・ブレドウのもの参照。

かくて、以上のような法制措置によって、政府は、一九六九年までに、工業団地化の促進のための財政的援助として約五億ポンドを支出しているといわれる。

今日のイギリスにおける工業団地のタイプには、私設民営タイプ、公設民営タイプ、公設公営タイプの大体三タイプのものが鼎存している。私設民営のものは、その後は公営の蔭にかくれて余り目だたなくなつたし、それほど活潑でもない。公営には、政府直轄（政府が団地造成と運営の主体となる。もともと、団地公社を通じて行なうものであるが）のものと、都市レベルのものとの二種類の進め方がとられている。都市レベルの団地公社は除き、政府直轄公社は次ぎの三公社であり、それぞれ大きな組織機構と所管内の多くの地区別事務所をもつてている。

(1) イングランド工業団地公社

(2) スコットランド工業団地公社

(3) ウェールズ工業団地公社

そして、現在の団地数は、

(1) 政府直轄指定開発地域内団地（面積一〇エーカー以上）完成

九四団地、目下建設中の一〇一団地、合計一九五団地

- (2) 新都市ならびに地方自治体実施のもの（一一七団地）
- (3) 都市開発プランによるものその他約二〇〇団地
全国的概況は以上のとおりであるが、わが国の工業団地に比べ、概してそのスケルムが大きく、また、印刷工業団地、木工団地、機械工業団地、漆器団地などというような単一業種ではなく、多業種を網羅する混合団地型が主である。そのほか、特筆すべきことは、
- (4) 土地、工場建物とも、あるいは何れか一方の賃貸と譲渡方式の両タイプであること、
- (5) 参加企業は中小企業に限らず、大企業も入れ混っていること、

- (6) 一つの工業団地を五万単位の新都市建設という構想をもち、工場建物の建設、あるいは参加企業の決定以前に先ずおびただしい数の労働者用住宅が前もって建設されること、
- (7) したがって、さまざまの公共施設（Public utilities）も完備していること。

現在、最も大きいのは、

- (8) Team Valley（北部イングランド）従業数一七、六六四人
- (9) Treforest（ウェールズ）同一一、一一〇人
- (10) Hillington（スコットランド）同一六、二五四人

なお、私が昨夏直接实地訪問したリバプール近郊のもの、三工業団地は、入植済みのものは左のとおりであった。

(1) Kirkby Industrial Estate 一五八企業

(2) Speke Industrial Estate 一四〇企業

(3) Aintree Industrial Estate 三四企業

四 工業団地化政策の背景・根本的意義

以上で、簡単ながら、これまでのイギリスにおける工業団地の歴史、これに対する各種法制的措置の推移、あるいは各段階毎の政策的意図、さらに工業団地の現状の概観などを述べた次第であるが、さて、結論として力説したいことは、今日のイギリスにおける工業団地化の廣汎にして積極的な展開の政策的意義については、これを唯、現象的に、個別的な諸政策の累積、あるいはそれらのたんなる算術的合計としてバラバラにあるいは機械的に理解することなく、これをイギリスの直面している国民的課題に即し、これを国民経済的な意味関連においてとりあげ、理解すべきことである。

周知のとおり、以前から進行していたことではあるが、第二次大戦を契機として、かつての植民地帝国としてのイギリスの支配的な地位は完全に崩壊したとみてよい。そして、今のイギリスは、新たな現代の外的条件の下で、新生イギリスとして、いかに復興・再建すべきか、それが彼らの直面する最大の国民的あるいは民族的課題なのである。ところが、イギリスの社会、経済、金融、産業、地域の諸構造、諸制度ことじとくは、長い間の植民地支配構造に依存し、それによって規定されていたとみてよい。これを、いかにすれば、新しい現在の条件にマッチするよう、全面的な体質改善をかかるべきか、という苦悩多き、かつ忍耐心の要る、しかも藉ずに時日を要する課題を背負っているのである。しかも、技術革新の今日、われわれからみれば、進歩的なよう案外保守的な側面もあるイギリスにおいては、諸々の都市構造、産業構造あるいは工業施設は、

驚くほど老朽化し、陳腐化した面が多い国である。それゆえに、新生イギリスにとっては、まさに、勢力的に、先ず万般のスクラップ・アンド・ビルト政策を展開せざるをえないものである。私はこのような視点から、今日の工業団地化問題を、全面的な産業構造対策、国土の計画的な総合再開発、いわば、新しい国造りの重要な一環として理解したいといふのであり、また理解すぐれやあると思ふのである。

〔参考文献〕

(1) William Bredo; Industrial Estate—Tool for Industrialization. 1960, Free Press.

(2) Hartmut Niesing (Freie-Berlin Universität.); Die Gewerbeparks ("Industrial estates") als Mittel der staatlichen regionalen Industrialisierungspolitik, 1970. Duncker & Humblot.

(3) Regional Policy in FFTA-Industrial Estate. Part II. Industrial Estates in Great Britain. 1970. European Free Trade Association.

追記一本稿は、去る五月二六日—二八日に近畿大学において開催された日本経済政策学会第二十九回大会において行なった研究報告要旨に若干の修正補筆を加えてまとめたものである。

公共投資の最適配分政策について

—論点の要約的説明—

上野皓司

<University of Pennsylvania, Arts & Science>

すでに「報告レジュメ」において内容を概略的に説明しているので、以下ではさらに論点を進展させてみよう。

一 「社会法則」と「政策効果」

いま大規模高速道路への投資を考えてみよう。公共投資にともなう第一次的資金投入、建設活動は雇用を通じて比較的即時的・短期的に所得水準の上昇を導く。他方第二次的公共財の供給は、輸送活動を通じて経済活動・自然環境の変動、生活・余暇行動圏の拡張、利便性の増大、周辺諸地域の発展、等への長期的、持続的諸効果をもたらす。政策的観点からまず重要な点は、この投資活動にともなう事後的諸効果の範疇的把握であり、さらに時間的・空間的な状態変数における「効果の作用力」および「効果の作用速度」の分析である。

投資の内容的差異すなわち量的(規模)、質的、地域的、範疇的差異は、いずれも作用力に直接的関連を有し、投資作用力の時間に関する微係数が作用速度を表現する。一般に道路建設の所得水準に及ぼす第一次的効果の範疇は、その初期的作用速度は大きく、その後効果そのものが短期的に消滅し、他方第二次的諸効果は、効果の作用力の発現そのものが一定の遅れを有する。その公共投資に

ともなう一連の政策的操業変数すなわち投入資金、供給公共財と状態、変数に及ぼす効果の諸範疇の合理的選択により現実の政策が実行されてゆく。

周知のケインズ的投資乗数論、「 $\text{投入資金} \times \text{乗数} = \text{所得増加量}$ 」は簡明な社会法則の一例である。このさい所得増加量は効果の作用力を指標的に表わし、作用の空間的観点は捨象され、所得は状態変数に、所得の増加量は状態変数の移動分に対応する。効果の作用力、作用速度の概念はあくまでも抽象概念である。しかしそれは公共投資の手段の体系を明快な分析に必要な量的概念に還元する役割を果している。

二 効果把握の方法

一九〇二年の「河川港湾法」にはじまるとされる費用便益分析は、公共投資による長期時間軸上ででの社会的諸効果すなわち金額で表示される「便益」の測定可能性と効果測定の意義を明示した点で政策の科学化に一石を投じたものであった。しかし国防問題を中心として発展をみた費用有効度分析とともに、その分析の焦点は、主としてある限られた公共投資の採否決定に資するためのものであり、シ

システムズアナリシスの用語に象徴される代替案の体系的比較が諸効果測定的主要目的であった。それは社会的状態変数そのものを主眼とする政策科学の志向とは異なり、むしろ企業的投資管理の基準を模索するものであったといえる。それ故便益あるいは有効度の概念にも若干のあいまいさを残している。いまこれらの概念は「効果の作用力」と「状態変数」との定義により明瞭なものとなる。効果の作用力は状態変数の量的、質的变化に対応するものであり、そして分析は費用便益、有効度分析の单なる時系列効果の測定から、一連の社会的諸法則すなわち公共投資にともなう状態変数の時間的、空間的行動の把握に進まなければならない。

いま空間的要素を捨象した簡単な経済効果に関するモデルを想定してみよう。ある地域における所得の時間変化率すなわち所得増加速度は、その地域に特別になされる公共投資総額にかかり、その関連は統計的調査にもとづけば「所得増加速度の変化率は公共投資総額と所得増加速度の一定倍との差額にある比例した関係を有している」ということが判明したとしよう。このもとで公共投資額は $I(t)$ 、状態変数は所得水準 $S(t)$ 、作用力 $E(t)$ は所得増加速度 $dS(t)/dt$ によって表わされるものとすれば、このモデルの数学的形式は

$$A(t) dE(t)/dt = I(t) - B(t) E(t) \quad (1)$$

の1階線形常微分方程式に表現される。この(1)式がすなわち社会法則の表現形式であり、この方程式を構成する様々の要因、および解の質的行動の分析は手段から目標に至る一連の体系を明瞭に説明してくれる。すなわち統計的分析にもとづく $A(t)$ 、 $B(t)$ の構造係数、さらには微分形式の方程式を導くものはこの社会の与件的諸条件で

あり、 $E(t)$ や $I(t)$ の時間軌跡およびその関連がすなわち社会法則である。変数間の関連はしばしば直接的因果分析と同時に統計的相關分析にもとづき見い出される。不確定要素に包まれた社会科学の分野においては、特に確率論が重要な役割を果すものと思われる。このモデルはまた作用力 $E(t)$ の役割をも説明している。状態変数 $S(t)$ は $dS(t)/dt = E(t)$ より、事後的にその移行を明らかにされる。一般に作用力はこのようない状態変数の変化率で表現され状態変数に及ぼす効果の意味と量的関連をあらわす。

公共投資は様々な規模と目標をもっている。そしてそれらの諸効果は通常曖昧模糊とした諸条件の中で長い将来まで持続する。他方利用される数学形式はその操作上から、変数あるいは構造に一定の制約を課せられる。それ故このようなモデル分析はある限られた諸側面のみしか表現対象となしえないものであり、モデル設定にさいしてはきわめて本質的、決定的変数および関連のみを採用することが要求される。しかし以上のようない制約にもかかわらず、ある方法によって最も現実妥当的に構成され、操作された数学モデルは、有用な何ものかを提供してくれるものと期待される。

三 計量分析への若干の示唆

公共投資 $I(t)$ から状態変数 $S(t)$ に至る法則把握は、基本的には三つの側面の検討よりなされる。すなわち第一は効果の作用力、あるいはその帰結としての状態変数と時間の分析であり、その幾何学的には $S(t)$ あるいは $E(t)$ を縦軸に、時間 t を横軸にとることによつてなされる。第二はある一定化された状態量が時間的にいかなる

地域的進行あるいは広がりを示してゆくかを分析する状態の空間的移行分析であり、縦軸には南北を示すy軸、横軸には東西を示すx軸がとられる。第三はx軸、y軸の平面軸に、さらに垂直軸として Σ が考えられる場合であり、これは公共投資による総括的分析の場であり、時間の経過とともに変化してゆく地域的な社会的諸状態の総体的構造を明らかにするものである。第一段階は数学的表現上からは、上記の微分方程式のほかに差分、積分、微分1差分混合、積分1微分混合等の各種関数方程式が重要であり、各種代数方程式も適宜考慮されてゆかねばならない。

効果の作用力を中心とする第一段階の分析に対し、第二、第三の分析は基本的には状態変数中心のモデル分析となる。いま第二段階の問題例を一つ考えてみよう。ある地域に中央集中型公共投資政策が実行されており、その諸効果は徐々に周辺に及んでいるものとする。このもとで経済活動、交通量、人口等の諸状態は急速な変化をとげており、特に通勤距離圏の拡大とともに人口移動はある明瞭な動きを示しているものとする。焦点を公共投資による人口移動の趨勢にしづびり、人口の状態点移動の法則を調べたところ、人口密度一万人の状態点移動の東西および南北への速さは、それぞれ地理上の座標軸をx、yにとることにより

$$\frac{dx}{dt} = u(x, y), \quad \frac{dy}{dt} = v(x, y) \quad (2)$$

と測定された。

いま中心地点は状態点が四方八方にひろがってゆく始点であり、数学的には微分方程式の特異点と考えられる。 x, y が二階の微分

係数を持つものとし、Taylor 展開を行なって、解の諸類型について検討すれば、それらはx, y軸上における直線、曲線、橢円、双曲線あるいは対数らせんに分類される。いま通勤時間、環境要因、地価等の諸条件のもとで、人口の状態点がらせん状の外延的行動をおこなっているものとしよう。 $x = r\cos \theta, y = r\sin \theta$ の極座標のもとで、状態点移動は $r(t) = ce^{\lambda t}$ と表現されることがしられる。さらにつのらせん的状態点移動の軌跡がある時点においてそれ以上延長ひろがりを示さなくなつたとしよう。この時運動軌跡は周期解よりなり、閉軌道を構成する。しかしこの状態がさらに追加的公共投資等により、ふたびつぎのらせん状軌道をたどりはじめる場合が考えられる。このような状態点移動の表現のためにパラメータ μ の導入により、

$$\frac{dx}{dt} = f_1(x, y, \mu), \quad \frac{dy}{dt} = f_2(x, y, \mu) \quad (3)$$

にもとづくより精密な形式が要求される。公共投資の種類および分析対象となる状態変数の差異により、モデルの表現形式もさらに複雑なものが考慮されてゆかねばならない。

なおこの人口モデルにおける閉軌道は実は状態点移動の安定性分析に導く。この解の行動はポアンカレーによって導入された「極限閉軌道」の概念に対応し「半安定」の定義を与えられるものである。この点への言及はさけるが解の質的行動に関するすべての侧面において、安定性分析の役割は重要である。

さらに第三段階においては思考の基準としてx, yの平面軸に状態変数 $S(t)$ の垂直軸が加わる。これにより初期時点からの状態変

数の総量分析が可能となる。上記モデルをさらに検討してみれば、中心地点から出発するある人口状態点（一万人/km²）のらせん的広がりはある時点₀において一つの閉軌道に達する。この時点までに無数の状態点が構成する閉曲線内部の状態変数の総量、すなわち内部の人口総数は閉曲線内部の $S(t)$ によって表わされる立体空間の体積 V に等しく、それを $f(x, y, s)$ で表わせば、人口総数は $V = \iiint_{V} f(x, y, s) dx dy ds$ となる。この第三段階の分析は、ある特定地域の総体的な発展状況を明らかにする場合や、公共投資による周辺諸地域への全般的影響を検討するさいに有効である。上記モデルにおける公共投資による閉曲線上から外部全体への効果の分析はその一例であり、そのさい計量モデルとしては閉曲線上での積分を考え、stokes の定理の適用により効果の総体的な流量モデルが導かれうる。説明は省略するが、この第三段階の分析により現実の社会状態の歴史的変遷が座標軸上にそのままの形で再現されうるというかぎりにおいて、その分析の政策の合理化に果す役割は大きいものと期待される。

四 政策決定のための一視点

— 計量的決定論への若干の示唆 —

以上で公共投資にともなう諸効果の分析と把握のための基礎的側面について一瞥したわけであるが、政策の決定はそれらの媒介的分析をえることにより手段と目標各体系の合理的な比較酌量によつてなされる。すなわちそれによって公共投資の最適決定が行なわれる。幾何学的には目標となる社会的諸状態は、時間、空間軸にその状態

変数の数をえた多次元の空間上に、一点あるいは線状軌跡として表現され、同様にそれに対応する手段の体系としての公共投資もその諸範疇の数に時間軸、空間軸を加えた多次元空間上に点あるいは線として表現される。

いま一例として(1)式にかかるモデルの決定論的側面を考えてみよう。

$$(1) \text{ 式 : } A(t) \frac{dE(t)}{dt} = I(t) - B(t) E(t)$$

は効果の作用力におよぼす公共投資の時間的関連を表わしている。いま「所得水準を現時点₀の $S(0)$ より、時点₁に目標水準 $S(1)$ に到達させたい。他方そのための公共投資額を最小に止めたい。この時公共投資の総額はどれほどの額となり、また所得水準はどのような時系列を構成するであろうか」という問を発せられたものとしよう。いま公共投資額に何らの制約条件も課せられないものとし、(1)の各係数は時間に関して不变と仮定すれば、この答えは以下のようにして得られる。 $E(t) = dS(t)/dt$ の仮定より、これを(1)式へ代入し整理すれば

$$A \frac{d^2 S(t)}{dt^2} + B \frac{dS(t)}{dt} = I(t) \quad (4)$$

の二階常微分方程式が得られ、問題の要点は(4)式のもとで $S(t)$ を $S(0)$ から $S(1)$ にもたらす公共投資 $I(t)$ の最小費用経路を求めるることになる。このさい完全な解法のために、 t_0 時点における効果の作用力 $E(0) = ds/dt$ 、 t_1 における目標値 $E(1) = ds/dt$ が与えられているものとする。

以上より問題は、公共投資の t_0 から t_1 までの総額

$$J = \int_{t_0}^{t_1} I(t) dt$$

を最小にするような $S(t)$ の最適時間経路を求める変分法問題を構成することがしられる。解法の過程は省略するが、まず $S(t)$ の最適経路が見い出され、これにより $I(t)$ の総額および最適経路は事後的に求められる。この変分法問題は決定モデルの重要な一例である。

以上のような連続分析に関しては古典変分法の限界を克服したボントリヤーギンの最大原理が有用な武器を提供してくれる。本質的には二点境界値問題にかぎられるという制約を有しているが、非線形系をも包含するその応用分野はきわめて広いものと考えられ、近年常微分方程式以外に偏微分方程式で示される系、さらに確率論体系へも最大原理の拡張がすすめられており、今後の政策分析に重要な役割を果してくれるものと期待される。

上記のような問題形式において、もし変数間の関連が期間分析的に表現された場合には差分方程式となる。資料収集上の観点から重要な表現形式であるが、この体系における最適問題の解法は線形あるいは非線形計画法、動的計画法等により可能である。またさらに積分、積分-微分、差分-微分等の関数方程式で示される問題に対しても、主として工学上の問題解法が研究されており、有用な手法を提供してくれぬものと思われる。

〔主要参考文献〕

- 1 R. N. McKean, Efficiency in Government through Systems Analysis, 1958.

イギリスにおける最近の所得政策論争

横井 弘美

（名古屋学院大学）

一 所得政策をめぐる若干の論争点

イギリスでは、ここ数年来、消費者物価は年率六一〇%、賃金は一〇一五%で慢性的に上昇している。他方、経済成長率は実質で一・五%，労働生産性の伸び率は三%前後と低い。失業率は三一四%で、一九七一年一月失業者数は一〇〇万人を越えた。

ヒース保守党政権は、このstagflationの根因を、現行の労使関係とりわけ非公認スト unofficial strike の頻発とそれにもとづく賃金上昇にあるとみて、一九七一年八月、労使関係法案を上院で可決・成立させた。

公認スト official strike は一九七〇年夏まで年々むしろ減少し、ストライキ総数の五%にすぎず、残りは労働組合の承認をえてない非公認のものであり、そのほとんどすべては適切な紛争処理手続きにかけられる以前に行われるという意味で不法 unconstitutional strike である。工場内交渉では、成文化されていない諒解とか、慣習や慣行が支配的であり、そのため、非公認ストはしばしば組合執行部の知らぬうちにうたれる。

戦前は、産業別にとりきめられた全国的協約すなわち産業別協約で、主要な必要事項がすべて解決され、重要度の低い問題のみが組

合と個々の経営者との交渉すなわち工場内での交渉でとりあげられていたが、現在では、この関係は逆である。

工場内交渉での主役は職場代表 shop stewards である。職場代表の任務は、新しい組合員を獲得し、現存の組合員の減少を阻止すること、組合費を徴収すること、支部の会議に出席し、組合と組合員のコミュニケーションを維持すること。しかし最も重要な任務は、労働者の賃金および労働条件を規制し、経営者に対して労働者を代表することである。職場代表は大抵の場合非公認ストによって、要求を貫徹しようとする。

工場内交渉の結果は賃金ドリフト wage drift の主な内容を構成する。賃金ドリフトは、産業別協約にもとづく正規の週労働時間に対する賃金率つまり基礎賃率 rates of wages と実際に受け取る実収賃金 earnings とのギャップである。それはつぎのものを含む。イ出来高給または刺激給。ロ 会社または工場による基礎賃率への付加給。すなわち、出来高作業によって実収賃金をあげる機会のない時間給労働者に対する代償としての代替給 lieu payments およびなんらかの職務評価によってきまる職務給 job-rates。ハ 時間外労働収入（週平均六時間以上）。標準的な週労働時間の長さ、時間外労働の賃率、年次休暇の日数は通常産業別協約で決定されるが、

時間外労働を行う決定は工場が行う。これは、成人労働者にとって容認できる賃金水準を保障する手段としてひらく使われている。

このような事情を背景に、労使関係法案は一九七〇年一二月「労使関係の改善をすすめうるような法の枠組みをつくる」ことを目的として下院に上程された。九章、一六二頁からなるかなり大部のものであるが、主な内容はつぎの三点である。イ 労働組合は新設の公的機関（労使協会）の事務局に登録しなければならない。ロ 原則として closed shop を認めない。ハ 社会全体に緊急事態をもたらすあるいはその可能性のあるストライキには六〇日間の冷却期間を強制しうる。⁽⁵⁾

まず、登録のために各労働組合は事務局に受理されうるような規則、政策および運営資金をもたなければならず、また事務局長によって認可された労働者の組織だけが労働組合として公認されることになる。すなわち登録組合のみが労働争議を行うことができ、かつその結果について民事上の損害賠償の責任から免れる。そこで、これまでの非公認のストライキ、順法闘争および超過勤務拒否などはすべて「公正でない」労働行為 unfair industrial practices (この法案ではじめて登場した新しい言葉、アメリカ労働法で不当労働行為にあたる言葉)となる。こうした労働争議には民事上の免責はなされない。その損害賠償額については、登録組合に対しても最高限度を定めるが（例えば、一〇万人以上の組合員数をもつ登録組合に対してはリーダーに一〇万ポンド以下の罰金あるいは一年以上の禁固が課せられる）、非登録組合にはこれを定めない。

他方で、ヒース保守党政権は、「企業の自信を回復せよ」とため

に、イ 購買税の大幅引き下げ、ロ 消費者信用規制の緩和、ハ設備投資特別償却率の引き上げ、などを内容とするリフレーション政策を打ち出した。

この政府の政策転換と呼応して、CBI（イギリス産業総連合）は一九七一年七月製品価格の自主規制措置（七二年七月までの期限であったが一〇月までに延期）に乗りだした。それの内容は、イ イギリスで供給される製品および提供されるサービスについて、は、その値上げを避けること、ロ 値上げが避けられない場合には、最高五%，もし可能な場合には五%未満に制限すること、などである。これは産業界自身の手による所得政策だといわれている。

ウイルソン労働党前政権はたしかに所得政策に失敗した。しかし、遅かれ早かれ再び所得政策を実行しなければスタグフレーンの克服は難しいことは、大方が認めている。問題はどのような種類の所得政策を実行するかであろう。

イギリスにおけるここ数年来の所得政策論争は以下の二つに大別できる。その一は、労使関係論の領域でとりわけイギリス型労働争議の特徴をめぐって議論されてい、ロ もので、代表的論客は、H. A. Turner, W. E. J. McCarthy, H. A. Clegg, B. C. Roberts などである。その二は、理論経済学ないし計量経済学の領域で議論されているもので、ロ ものは、貨幣賃金率の上昇が超過需要によるものか（A. W. Phillips, R. G. Lipsey）、それともロスト・プラス・要因とりわけ労働組合の勢力によるものが（L. A. Dicks-Mireaux, J. C. R. Dow, A. G. Hines）が議論の出発点となる。なお、所得政策の具体的な運営方法をめぐる議論にすすむと、それらの内容は先の労使

関係論の領域での議論も直接並ぶかねど、
さてやせ、ベニス・カーネギーの「10年間の賃給金率、消費額
と価値による労働生産性の相互関連と闇から計量分析を基礎」として、
上記の諸議論を検証し、それが何らかの所得政策の有効性につ
いて意味ある。

- (1) Royal Commission on Trade Unions and Employers' Associations, 1965-68 (Chairman: The Rt. HON. LORD Donovan); Report, Cmnd. 3623, H.M.S.O., London, Jun. 1968, p. 97.
- (2) Industrial Relations Bill, 1st. Dec. 1970, H.M.S.O., London, p. i, and *Employment and Productivity Gazette*, Dec. 1970, p. 1096.
- (3) Ibid., Clauses 57-76.
- (4) Ibid., Clauses 5-7.
- (5) Ibid., Clauses 124-131.
- (6) Ibid., Clauses 6, 7, 13, 16, 20, 22 and so on.
- (7) H. A. Turner, Is Britain Really Strike Prone? : A Re-view of the Incidence Character and Cost of Industrial Conflict, Occasional Paper 20, Cambridge University Press, May 1969, and: Collective Bargaining and the Eclipse of Economics Policy: Retrospect, Prospect and Possibilities, *British Journal of Industrial Relations* (日本翻訳 BJIR) Vol. 8, No. 2, Jul. 1970, pp. 197-212, W. E. J. MacCarthy, The Nature of Britain's Strike Problem, *BJIR*, Vol. 8, No. 2, Jul. 1970, pp. 224-236. H. A. Clegg, How to run an Incomes Policy, Heinemann, London, 1971. B. C. Roberts, Trade Union Behaviour and Wage Determination in Great Britain, in: J. T. Dunlop ed., The Theory of Wage Determination, Proceedings of a Conference held by the International Economic Association, Ch. 8, pp. 107-122, 1964, Macmillan & Co., Ltd, London.

- (8) A. W. Phillips, The Relation between Unemployment and the Rate of Change of Money Wage Rates in the United Kingdom, 1861-1957, *Economica*, New Series, Vol. 25, 1958, pp. 283-299. R. G. Lipsey, The Relation between Unemployment and the Rate of Change of Money Wage Rates in the United Kingdom, 1861-1957: A Further Analysis, *Economica*, New Series, Vol. 27, 1960.
- (9) L. A. Dicks-Mireaux, The Interrelationship between Cost and Price Changes, 1946-1959, *Oxford Economic Papers*, Vol. 13, No. 3, 1961, pp. 267-292. L. A. Dicks-Mireaux and J. C. R. Dow, The Excess Demand for Labor, *Oxford Economic Papers*, Vol. 10, No. 1, 1958, pp. 1-33 and: The Determinants of Wage Inflation: U. K., 1946-56, *Jr. of Royal Stat. Soc. A*, Vol. 122, Pt II, 1959, pp. 145-192. A. G. Hines, Trade Unions and Wage Inflation in the U. K., 1893-1961, *Rev. of Ec. Stud.*, Vol. 31, 1964, pp. 221-252 and: Inflation and Economic Growth, in: N. Kaldor ed.,

1-1 所得政策の効果に関するひとつの計測⁽¹⁾

貨幣賃金率変化率および消費者物価上昇率とそれぞれに有意な諸説明変数との間の関係を線型回帰方程式で表現すれば、推計結果のひと言である。

$$\dot{w}_1 = 4.6690 + 0.5910 \dot{p}_{ct-2} + 0.3135 \dot{p}_{mt-2} - 3.2821 E \quad (1)$$

(0.1212) (0.1497) (0.5065)

$$R^2 = 0.7619, \bar{R}^2 = 0.7421, d = 1.1197$$

$$\dot{p}_c = 0.9777 + 0.7021 \dot{w}_{1t-2} \quad (2)$$

$$R^2 = 0.5888, \bar{R}^2 = 0.5545, d = 0.7034$$

ここで、 w_1 = 基礎賃金率変化率、 \dot{p}_c = 消費者物価上昇率、 \dot{p}_m = 輸入品価格変化率、 E = 所得政策の代理変数、 R^2 = 決定係数、 \bar{R}^2 = 自由度調整済決定係数、および d = ダーリンコットソン比である。基礎賃金率変化率 \dot{w}_1 を説明する有意な変数は、消費者物価上昇率 \dot{p}_c 、輸入品価格変化率 \dot{p}_m および所得政策である。 \dot{p}_c と \dot{p}_m がともに \dot{w}_1 の変分に影響を及ぼすことは、この二つの有意な説明変数によつて \dot{w}_1 の変分の七六・一九%が説明される。

消費者物価が1%上昇すれば、基礎賃金率は約〇・五九%上昇し、輸入品価格が1%上昇すれば、基礎賃金率は約〇・三一%上昇する。基礎賃金率の変化への寄与率(年率平均)はそれぞれ五一・三〇%およ

び一八・六%であつて、輸入品価格の寄与率はとくに輸入インフレーションの問題が注目されはじめた一九六八年にもとめても大きい(約三三・九%)。所得政策が実施されている時期には基礎賃金率の上昇は年率約三・二八%だけ抑制される。

超過需要の指標とくに失業率が有意な説明変数となりえなかつた理由は、所得政策にあるものと思われる。

例えば、とくに一九六六年第三・四半期—一九七年第一・四半期の所得政策(賃金凍結)は、同じ時期に基礎賃金率 w_1 および実収賃金 w_2 の上昇率とともに引き下げる」とに成功したが、その後は基礎賃率に若干影響を残したとはいへ、実収賃金の上昇率を抑えることはできなかつた。

その理由。イ 所得政策(法的規制による賃金凍結)は産業別協定によつて基礎賃率に適用されるので、賃金ドリフトには効果を及ぼさない。ロ 職場代表は工場内交渉の場で大幅な賃金ドリフトを獲得しようとした。この場合しばしば一九六七年の生産性協定が抜け道となつた。すなわち、作業方法や慣行の変更が技術変化とともにものはや必至となつてゐる部門でさえ、それを条件に生産性上昇に見合う賃金ドリフトを獲得した。ハ 労使双方が団体交渉の場でインフレを考慮にいれることがますます多くなつた。とくに労働組合側は名目よりも「実質」賃金率を考えることが多く、妥結額は年毎に高額となつていつた。換言すれば、労働組合が見込みの物価騰貴に見合うような賃金要求をおこなうことが多くなつた。

それゆえ、同じ失業率でも、年によって貨幣賃金上昇率 w_1 やよび w_2 に大きな差がある。一九六七年以降のフィリップス曲線は右

上りの急な傾斜をもつ。加えて、一九六五—六六年に剩員解雇手当法と賃金比例失業手当法が実施されて、適職を見付けるのに従来よりも多くの日数をかけることができるようになつたために、六〇年代初めの失業率一・七五%が六〇年代後半の約二・五%に相当する。され、フィリップス曲線は完全雇用の軸から大きく離れた。オーネドックスなフィリップス型の説明は単純に適用されえない。

(2)式は消費者物価上昇率と貨幣賃金率変化率（ここでは二期タイム・ラグをもつ基礎賃率変化率）との関係を示している。（なお、

説明変数に卸売物価変化率を追加すると、決定係数は0.6804に改善される。）(1)式と(2)式から、消費者物価の上昇は二期遅れて貨幣賃金率の上昇を招き、後者の上昇が二期遅れてまた前者すなわち消費者物価の上昇を導くことが分る。 $p_c \rightarrow w \rightarrow p_c$ の循環がたち切られていないという意味で、所得政策は成功していない。ただし、(1)式の二期タイム・ラグをもつ w_1 の回帰係数値(0.5910)と(2)式の二期タイム・ラグをもつ w_1 の回帰係数値(0.7021)の積が一より小さいから、賃金・物価のあいだに拡散的スペイナルは認められない。

(2)式において、所得政策は有意な説明変数とはなりえなかつた（なお $R_{pc \cdot e} = 40.0521$ ）。所得政策を効果あらしめるためには、價格抑制についても賃金率に対すると同程度に厳格な規制が必要であるし、また利潤所得に対する所得政策が必要である。

所得政策の実収賃金に及ぼした効果は、基礎賃率に及ぼしたそれより小さく（なお、 $R_{w1 \cdot e} = 40.5303$ 、 $R_{w2 \cdot e} = 40.4886$ ）、それは上述のイギリス特有の労使関係に起因していると思われる。その意

味で、労使関係法の今後の成果が興味深い。

労働組合の攻撃的賃金増額要求によって賃金所得が実質タームで改善されることを否定しないが、同時に貨幣賃金率のより大きな上昇は消費者物価の上昇になり、必ずしも実質消費の増加に結びつくとは考えられない。イギリスでは労働生産性の上昇率が低いので、賃金ブッシュの消費者物価に及ぼす効果は大きくなる。コスト・インフレの克服のために労働生産性の上昇をはかることは、イギリスにとっては急務であろう。

(1) 本節で要約した賃金・生産性・物価および所得政策の相互関連の詳細、考慮した諸計数の出所、算定方法等の詳細、および諸系列の四半期別計数表については、拙稿「最近のイギリスにおける所得分配率の動態」名古屋学院大学論集、第九卷第三号（社会科学篇）、昭和四七年九月、九六一一二二頁および一二八一—三五頁を参照されたい。なお、第1図および第2図参照。

(2) 計量化されえない変数の効果を計測するために、通常、代理変数 dummy variable を利用する。例えば、所得政策が賃金率の一樣な低下という形であらわれるとすれば、

$$Y(t) = \alpha_0 + \alpha_1 X_1(t) + \alpha_2 X_2(t) + U(t)$$

に代理変数を追加して、

$$Y(t) = \alpha_0 + \alpha_1 X_1(t) + \alpha_2 X_2(t) + \alpha_3 X_3(t) + U(t)$$

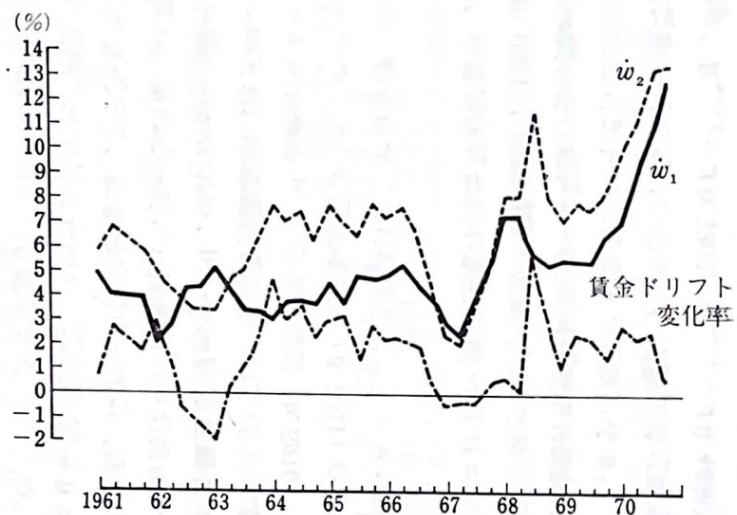
のモデルを考えればよい。ここで、例えば、

$$X_3(t) = \begin{cases} 1 & \text{所得政策が実施された期} \\ 0 & \text{所得政策が実施されなかつた期} \end{cases}$$

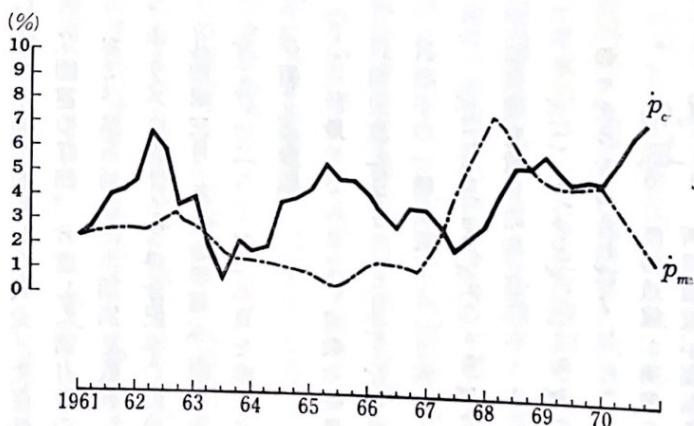
あるいは

$$X_3(t) = \begin{cases} +1 & \text{所得政策が実施された期 ('61 I - II, '63 I - '64 III, '70 I - IV)} \\ 0 & \text{任意的所得政策 = ガイド・ポスト ('62 II - V, '64 IV - '66 II, '67 I - '70 I)} \\ -1 & \text{強制的所得政策 = 賃金凍結 ('61 III - '69, '69 I - '70 I)} \end{cases}$$

第1図 基礎貨率変化率 \dot{w}_1 、実収賃金変化率 \dot{w}_2 および
賃金ドリフト変化率の動態



第2図 消費者物価変化率 \dot{p}_c 、および輸入品価格変化率 \dot{p}_m
の動態



などの工夫をすればよい。この方法によつて、多くの質的な変化は一応処理しうる。

付記

学会報告のさい、吉武清彦（小樽商科大学）、古米淑郎（同志社大学）、吉田徳三郎（日本大学）の諸先生から貴重なご質問とご意見を頂いた。紙幅の都合でそれらを割愛せざるを得ないので、ここにお詫びと感謝を申し上げます。

産業構造と企業の多様化行動

池田勝彦

（関西学院大学）

一 問題

経済成長に伴ない、産業構造の発達と企業行動の変化が生じ、これが再び経済成長に影響を及ぼすというメカニズムがある。このような観点にたちながら、最近顕著に見出される企業行動の類型としての多様化を取り出し、その意義を検討することを課題とする。この分析にあたって、(1)産業組織論のもつ「構造—行動—成果」の周知の分析枠によって、「産業構造—多様化行動—経済成長」の相互関連を追求する。特に産業構造と多様化行動の関係に注目し、現代の企業行動の一類型としての多様化行動がこの関連に占める意義を検討する。(2)多様化行動を説明する競争形態として、企業間競争と産業間競争をとり出す。この二つの競争と多様化との関連を検討する。(3)究極的には、産業構造と企業の多様化行動の関連をとらえつつ経済成長のメカニズムの一端を明らかにする。

なおここで多様化とは企業の提供する市場の異質性の増加と定義される。異質性とは相互に無関係であることを意味し、本質的に同一製品の僅少な相異とか、垂直的結合生産とは異なる。企業が所属する産業の枠から自由に離れて他産業に進出し、成長を図ろうとする行動は最近顕著にみられるものであって、これを多様化行動と名づける。合併による外生的多様化とそうでない内生的多様化が区別される。

二 産業構造の企業行動への影響

産業構造の企業行動に及ぼす影響の検討は、企業の多様化行動を導出するであろう。産業組織論における「構造—行動」の分析は十分な展開が果されていないといわれるが、この分析の一環として産業間構造と企業の多様化行動がとりあげられる。とくに産業構造の形成を産業間競争の経過のなかから説明しようとすることが本報告の一論点を構成する。市場構造が企業間競争によって形成され、たんに構造のみならず、行動、成果の側面も企業間競争によって説明されるように、産業間競争は産業間組織の構造、行動、成果の三側面を説明するであろう。問題は企業の多様化行動が、産業間競争及び企業間競争とどのように関係するかである。いまこの関係を要約すると次表の如くなる。

企業の多様化行動モデル 産業構造の企業行動への影響を考慮すれば、企業の行動は外部環境としての諸産業の提供する有利な投資機会を利用することを通じてこれらの産業に進出し、多様化生産を行なうといえる。しかし、企業行動はあくまで経営者の意志決定に

(表) 企業間競争・産業間競争・多様化

多様化との関連	産業間競争	企業間競争	
産業間領域	産業間及び経済動態	市場静態	領域
市場集中及び一般集中	産業構造	市場構造 市場集中	構造
潜在的競争者への排他的行動(例、互恵的取引)、既存企業への侵略的行動	異種製品の相対価格及び非価格競争	同種製品の絶対価格及び非価格競争。侵略的又は協調的行動	行動
未利用資源の効率的利用、技術進歩性、安定性、企業成長性	経済成果。経済福祉、経済成長、経済安定性	企業成果。企業利潤率、製品成果、技術進歩性	成果
異種合併による競争制限の禁止	産業構造政策 環境保全政策	独禁政策	政策

依存し、経営者の多様化への動機が主因であり、産業構造要因を副因として決定される。考えうる一つの企業モデルは、不確実な条件のもとでの利潤の追求を意図する場合、収益性とその分散の異なる複数の産業に分散投資を行なうことにより経営者の期待効用の極大を図るという行動を想定する。この場合企業の所属する産業の収益性は低いが、確実であり、他方収益性は高いが危険も大きい他産業に分散投資を行なうことにより、企業の成長と安定を図ろうとする。この種の多様化行動は危険回避的行動として消極的性格をもつが、現代の大企業はたんに利益の追求というよりは確実な計算に基づいた合理性を特色とする点からみても、多様化行動の重要な側面をとらえるものといえよう。ただ企業の多様化行動にさいしては種々な条件を考慮しなければならない。即ち多様化の諸動機、企業内部組織上の問題(例えば未利用経営資源の最適配分)、産業組織的要因特に参入障壁、産業構造の変動、環境対策上の問題等から生じる収益と危険要素を十分に考慮したうえでの理論の適用が図られねばならない。

勿論、多様化を説明する理論はこれだけではない。前述の議論が不確実性下の合理的計算に基づくものであったのに対し、非理性的な企業行動、例えば血氣による積極的行動が他産業への進出の原動力となっている場合が考えられる。更には一産業のみならず複数の産業を支配しようとする心理に基づく場合には、この観点からの経済力集中動機によって説明されねばならない。

三 多様化行動の産業構造に及ぼす影響

逆に多様化行動の産業構造に及ぼす影響をみると、市場構造へのそれよりも特徴的であって、企業が有利な産業に進出して、それらの産業の比重を高め、産業構造の発展を促進する。従って企業の多様化行動は産業構造の発展に沿って生じるものであると同時に、産業構造の発展を生み出す効果をもっている。この事情を産業間競争との関連でみると、多様化は産業間に存在する競争を一層広い分野にわたって展開する傾向がある。例えば有機化学工業への進出は天然材料系の繊維、ゴム、紙、木材産業との競争をより一層激化する。この結果資源の効率的配分が促進され、産業構造がより効率的に編成される。他面、多様化が競合する二つの産業において生産を営む或る種の場合、例えは新産業で得た利潤によって衰退産業での活動を補完し、維持する場合、産業間競争の効果を減殺し、非効率的産業を残存することにより、産業構造の発展を抑制する効果を生じることもありうる。これら多様化の産業間競争への影響をいくつかのケースに応じて要約すると、(1)企業の所属する産業が他産業と競争状態にあって、産業それ自体の存在が問題となる場合。不利な産業に所属する企業は専業化して、品質改善・価格引下げの努力を行ない、産業間の競争に耐えていくか、又は多くの例に見られるように、有利な他産業(時には競合産業)に多様化して、産業間競争の圧力を緩和する。他方、有利な産業に所属する企業は一層専業化して、産業間競争を有利に展開するか、又は他の有利な産業に多様化して、新たな競争を展開する。(2)他産業に対して多様化を通じて特定の産

業が積極的に競争を開拓する場合。高度な技術をもつ成長産業の場合(例。有機化学)、この産業に所属する企業が積極的に多様化を行なうことにより、他産業との間に新しい競争を惹起する。この場合は(1)の場合と異なり積極的に他産業との競争を拡大する点で多様化は産業間競争の分野を拡大していく。(3)企業の所属する産業にとっては全く競争関係にない産業に進出する場合でも、参入先の産業が他産業と競争関係にある場合には当然産業間競争を刺戟する。このように既存の大企業は新投資機会を利用して他産業に比較的容易に参入し、産業の発展を刺戟し、産業間競争を促進する可能性をもつ。この企業の多様化行動→産業間競争の展開→経済成長の過程のなかで新たな産業構造が形成される。

次に市場構造に及ぼす影響をみると、多様化が企業間競争に如何なる影響を及ぼすかは一義的に論じ難い。しかし一般に多様化は既に本来の産業で確立した地位を占める企業によるものであり、かつ合併による場合はなおさらのことであるが、参入は比較的容易である。故に参入後の競争に及ぼす影響は競争刺戟的側面をもつが、他面反競争的側面をもつ。市場集中度への影響についてみると、内生的多様化の場合、参入による企業数の増加は集中度を低下させ、短期的には少くとも競争刺戟的効果をもつことが予想される。これに対して外生的多様化の場合には、企業数は不变であり、集中度も即時的には不变であるが、合併企業の増加した経済力を利用した侵略的行動が反競争的効果をもつ可能性がある。特に被合併企業が比較的大規模である場合の競争制限的効果の存在は既によく知られている。

(2) 実証研究 調査対象は昭和45年12月1日現在の製造業資本別上位100社を選び、調査時期はわが国不況期の昭和37年、40年、45年をとった。有価証券報告書に基づきこれら100社の産業別売上高構成比(主として2桁産業分類)を算出、それによつて専業率、従つて多様化率及び市場集中度を計算した。得られた実証結果を列挙すると、まず(1)企業成長率と多様化率の間には多様化するほど成長率が高いという関係があり、特に40年に強くみられる。

次に市場構造要因と多様化についてみると、(2)多様化率が高いことと一般集中度が高いことは密接な正の相関がある。(3)企業の所属する産業の成長率が低いほど多様化率が高いという明白な結果が得られる。不況期の40年には特に強い相関が見られる。(4)2桁産業での集中度と多様化率については、前者の集中度の低いほど多様化率が高いという結果が得られた。

更に産業構造、特に産業間競争と多様化との関連をみると、企業の所属する産業が他産業との競争において不利である場合にはより有利な産業へ進出し、専業率を低下させ、多様化を行う傾向がある。例えば綿紡績業、肥料製造業、無機化学工業。他方、産業間競争において有利であるか又は全く競争をうけない産業においては専業化する傾向がある。例えば有機化学工業、アルミニウム製造業、石油精製業、自動車工業。前者の例のうち綿紡績業3社についてみると、専業率は46から17%と低下傾向にあり、多様化は上昇傾向にある。多様化の方向は主として化合繊、有機化学、医薬品、化粧品等の化学生産業であり、その売上高構成比は14から30%に増加している。これに対して有機化学工業は産業間競争において有利な立場に立ち、

天然材料産業(綿紡、木材、皮革、紙、ゴム)に対し合成功材(化合繊、合成木材、合成紙、合成ゴム)を開発しプラスチックはアルミ、鉄に代替しようと/orする。このように産業間競争に有利な有機化学2社の専業率は100%である。

(注 以上の報告要旨のより詳細な内容は、関西学院大学「商学論究」第20巻第1号、昭和48年1月に掲載した。)

質問一 (明治大学 松尾弘)

レジャー産業、特に旅行、それも海外旅行のあせん産業へ進出すると、経済成長をダウンさせることになると思うが如何でしょうか。

答 レジャー産業それ自体は物貿易を供給するものではありませんから経済成長を低下させるように思われるが、他面レジャー支出の増加がもたらす波及効果は関連産業を刺戟することが十分考えられます。旅行あせん業の発達は旅行に関連する物的産業即ち航空機、自動車、その他関連消費財、旅館業の発展を誘発する効果を生じます。

質問二 (愛知教育大学 渡辺行郎)

産業間競争の意味だが、代替品相互の競争という意味か。それならば天然繊維系の企業が合成繊維に進出するときは同一企業内で競争することになる。その場合どのような行動様式を考えているか。またそれが競争といえるかどうか。

答 産業間競争というのは異業種間の代替であって、石油と石炭、天然繊維と合成繊維などにその例を見出します。この競合する二産業に企業が進出した場合、企業内部の二つの部門は各部門が競合する産業に所属するという意味で競争関係におかれるといえます。從

つて企業の二部門がそれぞれ合理的な生産のために努力を傾注しているといえます。企業内部では資源の効率的配分ということから、競争原理に従って有利な部門の比重が次第に高められるという結果が生じることになります。

質問三 (大阪市立大学 木村敏男)

第II図4の企業の所属する市場の集中度と多様化率との関係についてみると、市場集中度をもう少し細分された業種の集中度を考慮に入れる必要があるのではないか。それなしには集中度の高い業種ほど多様化率が低いとはいえないのではないか。たとえばガラスなどは窯業としては集中度は低いが、ガラス業としては極めて高い。

答 市場集中度の測定にあたっては産業分類を小さくするほど明確な数字を得ることは明らかです。他方、多様化率の測定にあたっては、相互に無関係な、又は関係の低い産業部門に従事することを多様化といつておりますから、企業の売上高構成比で多様化の程度をとらえる場合には出来るだけ産業分類の大きい分野にわたって生産を拡大している事例をとり出すことが望ましいわけです。御指摘の図では、多様化率を二桁産業にわたるもののみを取り出しているため、当然市場集中度も二桁産業での集中度をとりあげることになりました。この限りにおいてみれば、高い集中度と低い多様化が対応するという結果を生じました。しかし御指摘のとおり、市場集中度を正確にはより小さい分類による(ガラスは三桁産業)ことが望ましく、この点は多様化との関連を考慮してより検討させていただき

ます。

質問四 (小樽商科大学 吉武清彦)

企業の多様化行動の国際比較について御教示を得たい。

答 報告はわが国製造業の資本金別上位100社に限ったため十分な回答を果し得ませんが、手許の資料によれば、アメリカにおける多様化の動きは一九五〇年代以降特に最近に顕著にみられ、コングロマリット企業の激増に伴なう産業組織への影響は大きい注目を浴びております。この傾向に対しても、コングロマリット合併規制法が考慮されております(一九六九年ニール・レポート「管理価格」公正取引委員会編参照)。これらにみられるようにアメリカにおける多様化はわが国におけるよりも早い時期から、しかも大きな程度で進行し、これに対する理論、実証、政策面からの検討が行われているのが現状であると考えられます。なお実証的資料については、M. Gort, Diversification and Integration in American Industry, N. B. E. R. 1962, J. C. Narver, Conglomerate Merger and Market Competition, Univ. of California Pr. 1967 を参考されたい。最後に本報告の暫定な結論と比較してみれば、アメリカの実証結果にみられる、市場集中度と多様化の正の相関関係の存在(M. Gort, 前掲書)、イギリスの実証研究にみられる産業の成長率と多様化率の正の相関関係の存在(L. R. Amey, Diversified Manufacturing Business, Journal of Royal Statistical Society, 1964)は、いずれもアメリカ、イギリスの企業の多様化の積極性を示唆しているように思われる。

日本の工業化と保護貿易政策

山澤逸平
（一橋大学）

一

日本の工業化が欧米諸国との協定による低い関税障壁の下で始めたことは良く知られている。現在多くの発展途上国が著しく高い関税障壁を維持し、きびしい輸入制限を行ないながら、その工業化が停滞していることと照し合わせて、工業化初期の日本においては強制されたといえ、自由貿易を維持したことを、急速な工業化を成功させた一要因と見る論者も少なくない。

しかし一八九九年（明治三二年）関税自主権を回復して以来、一九三〇年代始めまで、日本の関税率は漸次引上げられていった。これは日本が重工業化を始め、その輸入代替化を推進した時期にあたる。すなわち日本の重工業化は保護貿易の下で進められたのであった。

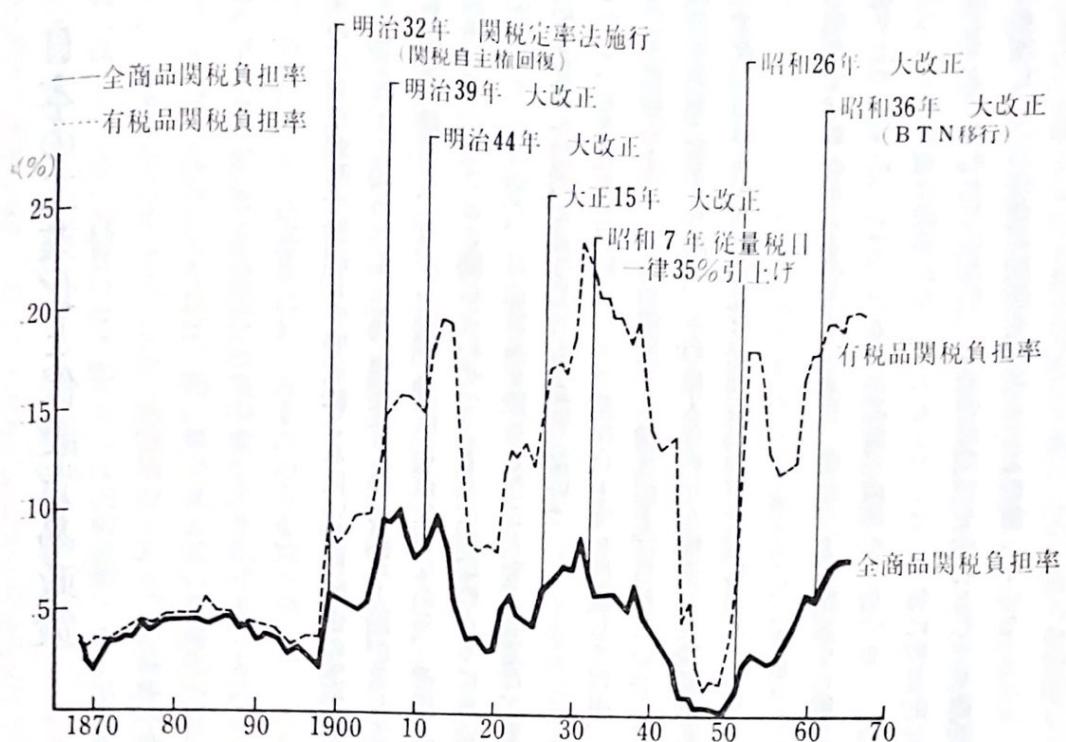
本報告では戦前期日本の工業化過程、特に一九世紀末から第二次大戦までの期間について、日本の保護貿易政策を分析する。この問題についての研究は従来からならずしも十分でなく、特に数量的分析はほとんど行なわれていない。本報告は関税を中心として基礎的資料を整理し、この研究の間隙を埋めることを狙っている。

本報告では戦前期日本の工業化過程、特に一九世紀末から第二次大戦までの期間について、日本の保護貿易政策を分析する。この問題についての研究は従来からならずしも十分でなく、特に数量的分析はほとんど行なわれていない。本報告は関税を中心として基礎的資料を整理し、この研究の間隙を埋めることを狙っている。

二

（一橋大学）

第1図 関税率の推移 1868~1967



率が急減したことによる。

しかし平均関税率の引上げよりも注意すべきものは、関税賦課が選択的になったことである。すなわち一八九九年以前は原料を含めて大部分の輸入品に一律五パーセントの関税が課されていたのに、平均関税率の引上げとともに、ある商品には高く、他の商品には低くといった差別化された関税構造が出現したのである。一八九〇年以前には輸入品の九五パーセントが有税であったのに、一九四〇年には有税率は三〇パーセントに低減している。これは第1図の全商品平均関税率と有税品関税率との差が拡大していることにも現われている。

差別の関税構造は国内産業保護を具現している。もちろん関税賦課の論拠には財源確保や国際収支改善が上げられるが、今世紀に入つてからの日本の関税政策の基本が国内産業保護であったと言つてよいであろう。以下の二節でこの仮説を関税の制度的分析と数量的分析の両面から裏づけよう。

三

日本の工業化につれて保護関税障壁が高められていった経緯はまず一九一、二六年の大改正時に答申された関税調査会報告に見出される。そこでは関税賦課の基本方針が示されている。一九一一年には財政関税を主とし、国内産業保護は付隨的な役割しか与えられていなかつたが、一九二六年には、「歳入増加を本来の目的とせず、もっぱら内地産業の生産条件を有利ならしめる」よう関税を賦課するというように産業保護主義を明らかにしている。また第一次大戦

中に発展した鉄鋼・染料・硫安・人絹等の諸産業を保護するため一九二〇年代には多くの特別関税が設けられている。

また後期になるほど税目分類が細分化されている。一八九九年の関税率表では五三二税目だったのが、一九〇六年には八一九に、一九一年には一五九九、一九二六年には一六六九税目に増大している。これは一つには新商品の登場によるが、同時に選択的関税賦課を裏づけるものである。

従価税と従量税の関係にも産業保護の意図が見出される。一八九九年にはすべて従価税であったが、徴税上の便宜から次第に従量税に切り替えられた。輸入価格の上昇期には従量税の従価換算率が低下するため、しばしば従量税の引上げ調整が行なわれたが、一九二〇年代の価格下降期には従価換算率が高められても、その引下げ調整はあまり行なわれなかつた。特に一九三二年には従量税一律三五パーセント増徴が行なわれた。これは為替相場の三五パーセント切下げに伴なう輸入価格の上昇に対しても同じ従価換算率を保つとの名目の下に行なわれたが、輸入価格は三五パーセントも上らぬものが少なくなく、為替切下げに加えて二重の保護効果をもたらした。これらに加えて、相殺関税、報復関税、反ダンピング関税や、輸出加工用の原料輸入減免税措置も整えられた。

四

第1図では関税収入額を総輸入額で割って求めた全商品平均関税率の推移を見たが、これは個々の商品の関税率をその輸入額ウエイトで加重平均したものにほかならず、関税率を過小評価するバイ

ヤスがあることはよく知られている。さらに差別的関税構造を分析するためには平均関税率ではなく、個々の商品の関税率を調べる必要がある。そのため六一品目を選び、一八九三年から一九三八年まで五年おきに関税率を推定した。

その基礎資料は、大蔵省「大日本外國貿易年表」主要港別輸入統計表であり、商品別に全国合計の収税額を輸入額で割って、いわゆる「担税率」を計算した。関税率表の名目税率の方がより適切だが、技術的に利用困難である。すでに述べたようにほとんど毎年小規模な関税改正があり、しかも一般税率に加えて協定税率・特別税率・暫定的減免税措置等が入り組んでおり、実際に適用される税率を見出すには煩雑な作業が必要である。さらに従量税の従価換算にあたっては適切な輸入価格を見つけなければならないからである。この六一品目の全輸入額に占める割合は上記の全期間を通じて六〇一七〇パーセントであった。個々の品目の中には数個の同質的商品を括したものも含まれるが、それらは関税率に大差はない、上述の平均関税率に見られる過小評価のバイヤスは小さいと考えられる。

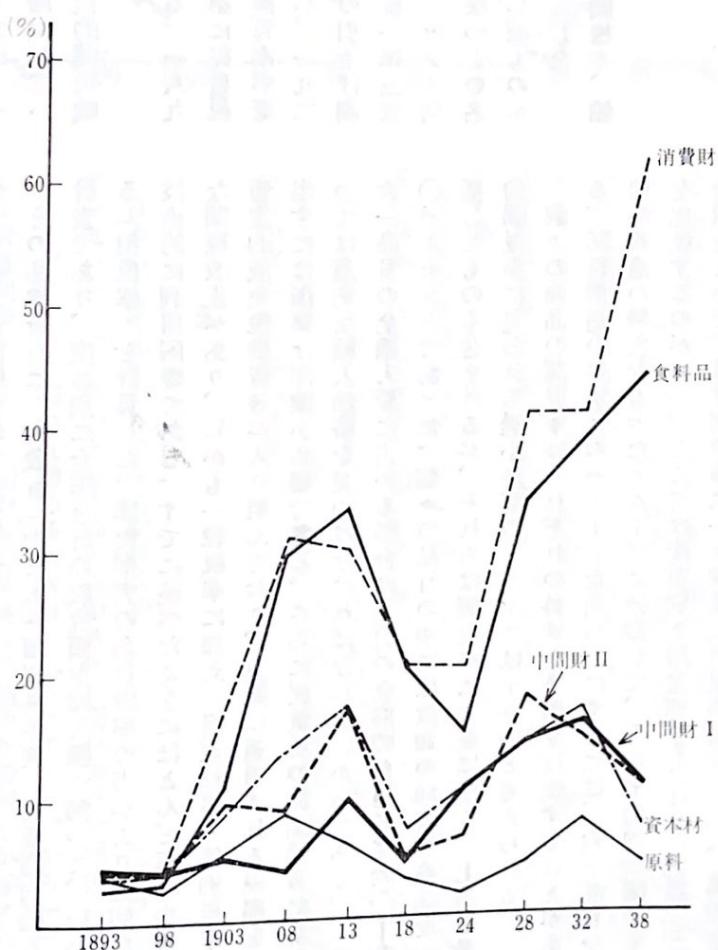
個々の商品の関税率はそれぞれの特殊な事情を反映することがある。関税構造の差別化のバターンを明らかにするには、六一品目を何か共通の特色をもつたグループに分割して、その平均的な関税率を比較するのがよい。ここでは産業別と用途別(または加工段階別)分類をとった。産業別分類は一次産業(所属商品数一二)、繊維産業(九)、その他軽工業(一六)、化学(八)、金属(九)、機械(七)の六グループであり、用途別分類は食料(一〇)、粗原料(八)、中間財I(一一)、中間財II(一五)、資本財(四)、消費財(加工食

料品を除く、一三）の六グループである。そして各年次について各グループの単純算術平均値を計算した。

関税保護の構造は工業化の進行にどのように対応しているであろうか。すでに述べたように日本の軽工業化は自由貿易下で輸入代替化をほとんど完了しているが、重工業の発足とその輸入代替化は正に関税保護下で行なわれた。もし幼稚産業保護論が主張するように個々の産業の発展の初期に關税保護が与えられるとするなら、關税自主権回復後の初期においては軽工業品の關税率の方が高くとも、やがて重工業の発足と輸入代替化につれて漸次重工業品の關税率の方が高まり、軽工業品關税率を上回っていくことが期待されよう。個々の産業の平均關税率の推移を比較すると、いずれも第1図と同じ關税率の高まりのパターン（上昇の勾配は第1図より急になるが）が共通に見出されるが、産業間の格差は不明確であり、軽工業（繊維・その他軽工業）と重工業（化学・金属・機械）との輸入代替化の時間的ズレに対応した關税構造の変化は見出されない。

他方用途別分類による關税率の推移の比較から第2図に示したような明確な差別的關税構

第2図 用途別關税構造の推移



造が見出される。すなわち原料に低税率、中間財・資本財に中程度の税率、そして消費財や食料（その大部分が加工食料品）に高関税というよう加工度が高まるにつれて関税率を高めていく、いわゆる遞増的関税構造（escalated tariff structure）であり、第2図からはその生成過程を読みとれる。産業分類には種々の加工段階の商品が含まれているために、産業間差別のパターンはこの遞増的構造を反映して上述のように不明確になつたのであろう。ここから加工度に応じた遞増的関税構造こそ日本の戦前の関税構造の基本型であると見なしてよいであろう。

このようないくつかの先進国において見出されているものであり、巧まれた加工製造業保護の効果をもつてゐる。この関税率の下では通常中間財、最終財加工段階に見かけ以上の高い保護を与えることになるからである。^(注)

日本の平均関税率は上述の過小評価を避けるために六一品目の單純平均をとつても、高々二五—三〇パーセントであり、ヨーロッパ諸国の同じ工業化段階における平均関税率に比べて高い方ではない。いわんや米国等の高関税や今日の発展途上諸国の五〇—一〇〇パーセントの高関税とは比較にならない。しかし上述のような加工製造業保護を目的とした関税構造をとつていたことは注目すべきである。また関税率が適度に抑えられたためにかえつて輸入品による競争圧力が保たれ、生産能率化が阻害されずにすんだと言えるかも知れない。

注 関税による保護の程度は各加工段階の付加価値の増加率で測った実効保護率で表わすのが一般的である。実効保護率を

推定するには投入产出係数のデータが必要であり、戦前期にはそれが得られないで第2図で示した関税構造が各加工段階にどのような実効保護率を与えているか測ることができない。しかし多くの場合実効保護率も名目税率と同じ遞増的構造をもち、名目税率の二一三倍の水準になることが知られている。

五

これまで関税を中心に戦前期日本の保護貿易政策を分析してきたが、最後に関税以外の産業保護政策についても触れておこう。まず輸入数量制限については、日本では一九三七年為替管理の一環として導入したのが最初であって、戦前期の大部分を通じて輸入数量制限を無視してよいであろう。

他方産業保護は重要産業のスタートへの政府の直接的援助や生産補助金付与、さらに軍需官需の国産品優先購入政策等の工業化促進政策を通じても行なわれた。これは関税や輸入制限等の間接的な保護政策に比してより直接的であり、効果的であると言われる。もともこれらの政策について客観的資料が得られず、数量化は困難である。しかし明治初期の軽工業化にあたつては自由貿易の下でもっぱらこの促進的政策が採られたが、後の重工業化にあたつては関税保護と促進的政策とが併用されたのであった。

注記 学会報告の際には藤井茂（南山大）、新川傳助（九州産業大）、松浦茂治（大分大）、松永嘉夫（名古屋市大）、奥村茂治（大阪市大）の諸先生から示唆に富んだ御質問と御教示を受けた。記して謝意を表したい。なお本稿では紙幅制限のため、説明を短縮して要点のみ

を記し、資料についての説明も省略した。詳細については、山澤「日本の工業化と保護貿易政策」、『経済研究』一橋大学経済研究所、二十四巻、一号（一九七三年一月）を参照されたい。

中小企業構造改善政策の評価と問題点

上田宗次郎

（近畿大学）

はじめに

わが国の中小企業に対する産業政策は、本格的には戦後現われたといえよう。その政策の体系は、昭和三八年に成立した中小企業基本法と、その関連法規によって集大成された。その政策の骨子をなしていた中小企業構造の高度化政策は、個別企業の近代化の促進については、近促法による業種指定により、ほぼ主要業種についてその目的を達成してきた。

しかし、その後新たに打出された中小企業構造改善政策（昭和四二年七月の特定繊維工業構造改善臨時措置法、同四四年五月の近促法の一部改正による特定業種指定に始まる）は、近促法の発展としての業種ぐるみ、産地ぐるみの政策で、従来の近促法とはかなり異なる政策的意味をもっていた。すなわち、この制度の施行にさして、政府はその骨子を次のように説明している。

「わが国中小企業をめぐる内外経済環境の急激な変化に対処して、從来豊富低廉な労働力をその存立基盤としてきた中小企業を、この高い能率、高い技術、高い経営力にさせられた先進国型の中小企業に緊急に脱皮し蘇生させるために、新たに中小企業構造改

善制度を創設し、日本経済の効率化、国際競争力の強化に資そそうとするものにほかならない」。

このような意図をもった中小企業の構造改善政策は、その内容において従来近促法では実現できなかつたより大きな課題との対決、すなわち業界ぐるみの近代化を企図しており、それだけに現実には、より多くの困難と、より広範な問題をかかえている。なおその上に、今日では構造改善制度が創設された昭和四一—四四年頃の時期とくらべると、その政策の背景をなしている内外の経済情勢に格段の変化が生じてきた。

ここでは、このような政府の中小企業構造改善政策について、次の三つの基本的な問題点を取上げて、コメントを行なうことにする。

1. 生産力第一主義とその反省

構造改善政策は、その基本において生産力の観点に立ち、中小企業の経済活動の効率化を強調し、構造改善計画、構造改善事業の内容を、これらの基準によって規制している。

すなわち、政府の企図する構造改善政策では、①構造改善計画の期間を原則として五年以内とし、②その期間内に進歩の予想される需要の動き、技術革新の進歩、外国同種の品質水準を考えて品質ま

たは性能の向上、③同じく五年間の上昇の見込まれる労賃など各原価構成費目の動向をつかみ、これらの増加要因を吸収しうる生産規模、経営規模の適正化、④従業者一人当たり付加価値生産性または物的生産性の目標設定の実現を図らなければならない。また、構造改善事業として、①協業化、共同化、合併、業務提携、転換などによる生産面、販売面などの集約化、②機械による集約化、高性能機械による生産性および品質の向上、機械稼働率、老朽施設の廃棄計画、取引関係の改善、技術改善などについて、具体的な計画をたてねばならない、としている。政府は、「中小企業構造改善の指針」のかで、構造改善計画目標の重要な五つのポイントとして、さらにこれを敷衍している。すなわち、①全国ベースの需給の見通し、②一人当たり付加価値、物的生産性（少なくとも二倍）、③人件費アップを織込んだ生産費の低下度（年率一二一三%のベース・アップを吸収して、若干のコスト・ダウンの実現）、④目標達成のための措置（生産、経営の適正規模化、新技術開発、製品の高性能化、高度化、取引改善、転換の諸手法の内容と方向を明示）、⑤要確保人員、をあげている。

これら政策内容をみれば明らかなるとく、構造改善政策は、生産力視点のみから貫かれ、今日の当面する生活優先、環境保全の産業の在り方が、全く考慮されていない。すなわち、中小企業が政府の構造改善政策に従がおうとすれば、労働力の質的変化、労働時間短縮化傾向、労働者の福祉厚生、労働力の給源と地域社会の関係など、いわゆる生産関係の改善をさしはさむ余地がなく、また産業公害防除費や社会的費用の負担など、企業の生産活動によって生じる避け

ることのできないマイナスの価値の派生について、今後責任のある体制をとることすら不可能にする。これらについて構造改善政策は全く配慮を欠いている。

今日、経済政策全般に、生産力第一主義に対する強い反省が求められてきているが、構造改善政策も決してその例外でありえない。構造改善政策は、中小企業の業種ぐるみ、産地ぐるみの新らしい経済体制をつくり上げる総合的な政策であるといわれるだけに、特にこの点で慎重でなければならないであろう。今後中小企業の近代化、なし体質改善を、いちばん物的生産性の向上、価値実現力の昂揚にのみもとめて、おそらくは多くの社会的摩擦や抵抗をうけて、その実現は決して容易でないと思われる。

2. 国際競争力強化の意味とその視野

この制度の施行にさいしては、「中小企業をめぐる国際環境も急速にその厳しさを増しつつあり、中小企業に直接、間接に大きな影響を与えて いる」ので、「近促法の指定業種のうちから、その構造改善を図ることが国際競争力を強化するため緊急に必要である」とみられる業種を特定業種として政令で指定する」として、構造改善が国際競争の強化のために必要なことを、特に強調している。

わが国経済の高度成長が、国際貿易の発展に負うことの大きいことはいうまでもないが、このような国際化の進展のなかで、たゞちずに中小企業の競争力の強化のみを目的とした政策に、果してどれ程の成果を期待しうるであろうか。中小企業の構造改善のあり方を、わが国経済の国際化の進展のなかで考えると、当然に現在の中

小企業全体を生かそうとする政策が妥当でないことは明らかである。客観的には、これからはわが国中小企業製品の内外市場の相当部分を発展途上国に開放していくことが急務であるとさえいわざるをえない。すなわち、中小企業の分野においても、国際化に処して、国際間の分業、協業による共存共榮の大道を積極的に切り開いていかなければならぬ。けだし、わが国中小企業の構造改善の本質は、輸出の強化ばかりでなく、外國からの製品の輸入受入れをも含めた国際化を前提とした高度化の方向で、産業再編成を強力に、しかも合理的に推進していくものでなければならないであろう。

しかるに、構造改善に指定された業種をみると、そこには清酒、機械すき和紙、みそ、しょう油、印刷業、自動車分解整備業といった直接にはほとんど国際競争に晒されていない業種や織布、マッチ、合板、金属洋食器、メリヤス、毛布、輸出向縫製品といった今後はむしろ発展途上国のはうが経済条件で有利となってくる業種が、今日までの指定二二業種のうち、半数以上をしめている現状である。

3. 規模の利益の追求と階層分化

構造改善政策は、従来の近促法では達成しえなかつた個別企業の枠を越えた業界ぐるみ、产地ぐるみによる集約化（企業合同、協業

化、共同化、業務提携、転廃業）を介して、近代化、合理化を達成することを目標としている。その指導要領で「指導理念としては、参加者の八〇%から九〇%以上が適正な規模に達するよう強力に指導するものとする」といつてあるごとく、そこには集約化による規模の利益の実現がし烈にもとめられている。

しかし、規模の利益を追求する視点のみからは、多種多様な生産分野に分かれている中小企業の合理化を一面的にみるきらいがある。中小企業の多くの分野で、規格化、標準化、分業専業化により規模の拡大、生産の集中を図る余地のあることは否定されえないが、このような適正規模化のみを考えて構造改善をおし進めようとすることは、取り残された分野があまりに大きいので、極めて非現実的である。中小企業の多くの業種では、それぞれの業界で企業規模の階層分布がかなり広範にわたってみられるのは、決して生産の集中、集積が遅れていて、適正規模化が未熟な企業が残されているという理由からばかりでない。中小企業は個々に孤立してバラバラであつてはロスが大きく、総合的な企業力の發揮に劣るので、できうる限り中小企業を集約化し、効率化を図るという努力は十分に認められるが、そのため小零細規模の企業の存在を必要としている分野まで軽視されるのでは、かえって逆効果となる。すなわち、集約化によりいちばん中小企業の適正規模化を図ろうとするとは、構造改善が企図している中小企業者の生産規模、経営規模の適正化の実現を可能とするかも知れないが、そこには大きな限界があるとともに、じ余の中小企業問題を派生することを看過してはならない。

適正規模化は、理論的には中小企業の規模分布の拡がりを縮め、

階層分化を防止するかにみえるが、実際には上下の格差を拡め反対にむしろ中小企業者の階層分化を促進することに注意しなければならない。ことに、そのうちの上位層では、多くの事例にみられるごとく、大資本の支配、系列化が容易に浸透する機会を供することになる。また下位層では、小零細企業を低生産性規模ときめつけ、小零細企業のはたして特異な機能についての近代化、合理化の政策が無視されがちとなる。その結果、集約化は上位層では資本力の強い企業の近代化設備の強化を手段に助成するに反して、下位層では小零細資本の企業を、在来の生産方式の分野にとどめるという消極的な対策に陥り、小零細規模なりの近代化、効率化の開発が困却されており、またそこでは整理、統合、転廃業のみが強調され、なんら前向きの改革が行なわれないままに、その多くは大資本の下請従属化に服するか、または切り捨ての危機に晒されることになる。現実に、小零細企業の間に、構造改善事業への意欲が極めて乏しいのは、このような事態を反映している。

質問一（橋大学山澤逸平）

日本が労働集約的産業を低開発国にゆずりわたしていく必要については経済学者で否定する人はないであろう。

現在の労働不足の中で労働集約的産業は自然に縮少していくであろうが、自然の縮少速度では遅いのであり問題はそれをどの程度政策的に早めなければならないかであり、構造調整の提言はその様な具体的な内容をもって始めて有用性をもつてくると思われる。

一産業を政策的に縮少していくことはその産業で雇用

されている労働と資本を他産業に移すということである。中小企業の場合、労働と資本のどちらの移転の方が時間がかかるか、むづかしいか。

答 ご指摘のように、中小企業の構造改善では、資本、労働力をより効率的な産業に早急に移行せしめることが必要であるが、わが国の中小企業の生産分野のうちには、労働集約的な、今日では発展途上国での生産がより有利であり、あるいは今後はより有利となることの避けられない領域が、かなり広範に残存している。

このような生産分野は、わが国の経済が自由化されている今日、

自然に放任しても、これをより有利とする諸国にこれらの生産分野は移動するのであって、とくに政策的な課題とならないといふ見解もありうる。しかし、現実には労働集約的な生産性の低い産業が、中小企業の分野で容易に縮少していかないのは、その原因はわが国の中小企業政策が、依然としてこのような生産分野にも、かなり強い保護育成策をとり続けていること、業界の生産、流通体制が国際的な自由競争の浸透に防遏壁となっていることの二点に、主として帰せられる。このことが縮少過程を遅らせているといえる。また、一産業を政策的に縮少していくためには、資本の方が労働力より、その移動に時間のかかる問題であるといふが、国際的視野から調整を考えれば、これら産業の既存設備と技術を、より生産の有利となる条件の熟してきている発展途上国に移動させることによって、国際的に資本のより有効な活用を可能にすることが考えられる。このことは、国際協力の上からも重要なことであろう。

質問二（横浜市立大学相原光）

国際競争力からみて不利になつてゐる中小企業がどれ程の転換能力があるか、実情をお教え願いたい。

答 機械、金属の産業では、対象生産品目をかえるだけで業種転換もなしうるから、比較的業種転換は容易である。これに反して、織維、雑貨などの産業では、業種転換は既存設備の廃棄を伴なう場合が多いので、非常に困難である。個別企業の力で転換することは決して容易でない。

国際競争力からみて不利になつてゐる中小企業が、実際は端的にいえば、わが国では非関税障壁によつて、かなり温存されている。それ故に、これらの産業の転換を促進するためには、もつと国際的な自由化を徹底させてインパクトを加えると同時に、政府の積極的な転換政策が望まれる。

質問三（立教大学 加藤誠一）

構造改善にたいしては厳しく批判されたが、中小企業政策の場で、構造改善をこんごどううけとめたらしいのか。

答 私は、生産力第一主義とその反省、国際競争力強化の意味との視野、規模の利益の追及と階層分化の三つの点で、政府の構造改善政策に批判を加えた。従つて、これらの点について構造改善はいかにあるべきかといえば、まず、生産力第一主義とその反省の点については、構造改善は少なくとも、今後の雇用者の生活の改善、向上、および環境保全について、必要な経費支出の増加（コスト・アップ）を認めた、すなわち、これらの経費を折込んだ計画にすべきである。これらは、現在構造改善の条件としては、否定されている。

第二の国際競争力強化の意味とその視野については、国際競争力

強化の政策は、わが国の産業の高度化に即した中小企業分野の国際競争力の強化に、その対象を限るべきである。わが国経済の国際化のためには、これらの条件をもたない中小企業は、発展途上国の競争に任せ、これを受入れる寛容さが構造改善政策の上で要請される。ここぞが、わが国中小企業にとつて国際的視野からの発展の道である。

第三の規模の利益の追求と階層分化については、規模の利益の追求を全く否定するわけではないが、中小企業の存立条件は多様であるから、規模の利益のみを追求する政策は、その多様性に対処する万全の策とはいえない。当然に、これと併行して、小・零細規模なりの企業の在り方についても、技術、経営の両面で進歩発展についての研究対策がとらるべきである。

集積理論による経済発展モデル

梅下 隆芳
〈名古屋大学〉

* 本稿は日本経済政策学会で発表した論文の要約である。尚、この論文に対し、水野正一先生並びに私の指導教官である藤井隆先生からいろいろと御指導を賜わりましたことをここに篤くお礼申し上げます。両先生の御指導を十分に生かしきれなかつた点が多々ござりますが、それは将来の研究へのインセンティブにさせて頂きたいと思つています。

1 はじめに

本稿は地域経済学の視点から、均等発展モデルと不均等発展モデルを統合するような真の動学的発展モデルを展開することをその目的としている。

それは集積理論[8・9・10]をその基礎に置き、それの一層の理論化という形で展開される。

II 集積理論による経済発展モデル

Y_i, K_i はそれぞれスペース i の生産所得、資本を、また、添字 i はスペースのナンバーを表わしている。
このCA生産関数は次のような諸性質を持っていく。
(II-1) 式を K で微分して変形すると、

分析の主眼を専ら資本においてある。モデルの基本式は、スペース生産関数としてのCA生産関数とスペース間の資本移動関数から成っている。

II-1 CA生産関数 R.Frisch の "regular ultra-passum law"

本稿で展開するモデルは二ースペースから成る閉鎖モデルであり、分析の主眼を専ら資本においてある。モデルの基本式は、スペース生産関数としてのCA生産関数とスペース間の資本移動関数から成っている。

獲過増、これである。

第一に、規模に関する収穫が規模の減少関数になっている。即ち R. Frisch の法則が成り立っている。

第三点は、(II-1) 式を K で更に二階微分すれば明らかであるが、この C.A 生産関数のもとでは、最初 K が大きくなるにつれて集積の利益が増大し、 $\eta/2$ で最大になり、それ以降では減少する、そして $\eta/2$ で集積の利益と不利益が等しくなり、それ以降では集積の不利益が利益を凌駕するようになっている。

この他、 K を零及び無限大に近づければ、生産所得も零及び A に近づくようになっている。

(1) 労働移動の最も基本的な要因が就業機会にあるとするならば、資本の集中は就業機会を増大させるので、労働は資本の移動に伴なって移動するというこの仮定はそれほど不自然ではない。

(2) この式は生産の資本弾力性を表わしているが、資本・労働比が一定なので、労働を L で表わすとこの式は次のように書き替えられる。

$$\frac{dY}{dK} \cdot \frac{K}{Y} \Big|_{d \log K = d \log L} = \frac{\eta}{K}$$

したがって、Returns to Scale を表わしていると看做してよいことになる。

II-11 スペースの資本の集積関数 スペース間の資本移動は、

基本的には、スペース間の利潤率格差と資本が有する地域的粘着性によって規定されるものと捉える。

スペース間の利潤率格差は資本の限界生産力格差によって規定され、更に、それはこのモデルにおいては規模の限界生産力格差によって規定されるので、ここではスペース間の利潤率格差はスペース間の規模の限界生産力格差で表わされるものとする。

資本の地域的粘着性とは、他スペースの利潤率が高いにも拘らず当該スペースにおし留まろうとする資本の性向のことであり、それは総称としての経済的距離からくる情報不足や危険、更には、企業や銀行の経営的戦略等によって惹起されるものと考えられる。

この結果、スペース間の規模の限界生産力格差が資本移動に対してプラスの、資本の地域的粘着性がマイナスの効果をもつということなる。

移動可能資本の源泉は、フロー面での粗貯蓄からくる貨幣資本と現存の資本ストックの二つに大きく区分できる。
いま、資本ストックの減耗費が毎期資本ストックの一定率 μ だけ行なわれており、更に、貯蓄性向 s が一定で二スペースとも同一とする、純貯蓄に資本減耗費を加えた各スペースの粗貯蓄 S_i は次式のようによく表わされる。

$$(II-3) S_i = sY_i + \mu K_i$$

次に、総移動可能貨幣資本に占める移動貨幣資本の比率を貨幣資本の移動反応係数 ϵ と呼ぶならば、それは次式のように表わされる。

$$(II-4) i\epsilon_j = \frac{S_j}{S_i} = f_i(\gamma_i, \lambda_i)$$

但し、 γ_i, λ_i はスペース i の規模の限界生産力及び資本の地域的粘

着性を、また、 S_j はスペース j から j' への移動貨幣資本量を表わしている。

しかし、以下では単純化のために、貨幣資本の地域的粘着性は一定で、スペースとも同一とし、且つ、関数 f_i は γ_i の線型関数で表わされるものとする。

もし、 $\lambda_i = \lambda_{ii} = \text{Const.}$ と仮定しているので、 $i\epsilon_j = 1$ となるような最小の規模の限界生産力格差が一つ決まるにじむ。これが $\hat{\gamma}$ とすると規模の限界生産力格差がそれより小さくなるときの各スペースの貨幣資本移動関数は次式のように表わされるにじむとなる。

$$(II-5) \quad iS_{ii} = -\alpha \cdot i\gamma_{ii} \cdot S_i$$

$$(II-6) \quad iiS_{ii} = \alpha \cdot i\gamma_{ii} \cdot S_{ii}$$

$$\alpha = \text{Const.}, > 0$$

尚、 $\gamma_{ii} \neq 0$ で、 $\hat{\gamma} = 1/\alpha$ である。

次に現存の資本ストックが移動し始めるに必要な最小の規模の限界生産力格差を $\hat{\gamma}$ とするならば、 $\hat{\gamma} \leq |i\gamma_{ii}| < \hat{\gamma}$ なることか $|i\gamma_{ii}| = \hat{\gamma}$ が成り立つ。

$= 1/\alpha$ となる。

$$(II-7) \quad iS_{ii} = S_i \quad \text{但し}, \quad i\gamma_{ii} < 0$$

$$(II-8) \quad iiS_{ii} = S_{ii} \quad \text{但し}, \quad i\gamma_{ii} > 0$$

最後に現存の資本ストックの移動関数についてであるが、これにも貨幣資本の移動関数と同様の仮定が成り立つものとしよう。したがって、 $i\gamma_{ii} \geq \hat{\gamma}$ のみとでの資本ストックの移動関数は次のように表わされる。

$$(II-9) \quad iK_{ii} = -\beta \cdot i\gamma_{ii} \cdot K_i$$

$$(II-10) \quad iiK_{ii} = \beta \cdot i\gamma_{ii} \cdot K_{ii} \quad \beta = \text{Const.}, > 0$$

以上の分析から、各スペースの資本の集積（集中と蓄積）関数は

次式のように表わされるにじむになる。

$$(I) \quad |i\gamma_{ii}| < \hat{\gamma} \text{ なら } i\gamma_{ii} = 0$$

$$\begin{cases} (II-9) & \dot{K}_i = S_i - \mu K_i - \delta \cdot iS_{ii} + \Delta \cdot iiS_{ii} \\ (II-10) & \dot{K}_{ii} = S_{ii} - \mu K_{ii} + \delta \cdot iS_{ii} - \Delta \cdot iiS_{ii} \end{cases}$$

$$(2) \quad \hat{\gamma} \leq i\gamma_{ii} < \hat{\gamma} \text{ なら } i\gamma_{ii} = 0$$

$$\begin{cases} (II-11) & \dot{K}_i = (1-\delta)S_i - \mu K_i + \Delta \cdot S_{ii} \\ (II-12) & \dot{K}_{ii} = (1-\Delta)S_{ii} - \mu K_{ii} + \delta \cdot S_i \end{cases}$$

$$(3) \quad \hat{\gamma} < |i\gamma_{ii}| \text{ なら } i\gamma_{ii} = 0$$

$$\begin{cases} (II-13) & \dot{K}_i = (1-\delta)S_i + \Delta \cdot S_{ii} - \mu K_i - \delta \cdot iK_{ii} + \Delta \cdot iiK_i \\ (II-14) & \dot{K}_{ii} = (1-\Delta)S_{ii} + \delta \cdot S_i - \mu K_{ii} + \delta \cdot iK_{ii} - \Delta \cdot iiK_i \end{cases}$$

$$\text{但し}, \quad dK_i/dt = \dot{K}_i$$

$$i\gamma_{ii} > 0 \rightarrow \delta = \Delta = 1$$

$$i\gamma_{ii} = 0 \rightarrow \delta = \Delta = 0$$

$$i\gamma_{ii} < 0 \rightarrow \delta = 1, \quad \Delta = 0$$

III 「ポピュラーナエコノミー」のみとでのモデル展開

一般的に云へて、粗貯蓄からくる貨幣資本が全て移動するとか、更には、現存の資本ストックが移動するところとは、如何に資本の Mobility が高くても、そう多くはあるまい。せいぜい、純貯蓄に減価償却かかる貨幣資本の一部が加わって、資本ストック水準が減少するくらいである。Max(dY/dK) < $\hat{\gamma}$ つまり、(1) $|i\gamma_{ii}| < \hat{\gamma}$ なる領域で運行され、経済が最もポピュラーであると思われる。更に、(1)なる領域のもとでのモデル展開と(2)や(3)のそれとを

比較すると、後者の方の経済がよりドラマティックな不均等発展経路を迎るという点を除けば、両者のモデル展開から得られる基本的論点にはそれほど差異はない。従って、以下では①なる領域で運行せられている経済社会を「 η 」のモデルでの「 η 」 η 型の経済社会」と名付け、専らこの社会の η 型の集積理論による経済発展モデルを展開するにしたい。

(II-1) 式を(II-3)式に代入し、更に、それから得られた式を

(II-5) 式と(II-6)式に代入する。

$$(III-1) \quad r_{11} = -\alpha \cdot r_{11} \{ sA \exp(-\eta/K_1) + \mu K_1 \}$$

$$(III-2) \quad r_{11} = \alpha \cdot r_{11} \{ sA \exp(-\eta/K_{11}) + \mu K_{11} \}$$

また、 η 一 η 間の規模の限界生産力格差は次式のようになるので、

$$(III-3) \quad r_{11} = r_1 - r_{11} = rA \left\{ \frac{\exp(-\eta/K_1)}{K_1^2} - \frac{\exp(-\eta/K_{11})}{K_{11}^2} \right\}$$

この式を(III-1)式と(III-2)式に代入し、更にそれを(II-9)式と(II-10)式に代入すれば、 η 型の経済社会の η 型の各 η - η の資本の集積関数は次式のようになる。

$$(III-4) \quad \dot{K}_1 = sA \exp\left(-\frac{\eta}{K_1}\right) + \alpha \eta A$$

$$\left\{ \begin{array}{l} \left\{ \frac{\exp(-\eta/K_1)}{K_1^2} - \frac{\exp(-\eta/K_{11})}{K_{11}^2} \right\} \\ [sA \{ \delta \cdot \exp(-\frac{\eta}{K_1}) + \Delta \cdot \exp(-\frac{\eta}{K_{11}}) \} + \mu(\delta \cdot K_1 + \Delta \cdot K_{11})] \end{array} \right.$$

$$(III-5) \quad \dot{K}_{11} = sA \exp\left(-\frac{\eta}{K_{11}}\right) - \alpha \eta A$$

$$\left\{ \begin{array}{l} \left\{ \frac{\exp(-\eta/K_1)}{K_1^2} - \frac{\exp(-\eta/K_{11})}{K_{11}^2} \right\} \\ [sA \{ \delta \cdot \exp(-\frac{\eta}{K_1}) + \Delta \cdot \exp(-\frac{\eta}{K_{11}}) \} + \mu(\delta \cdot K_1 + \Delta \cdot K_{11})] \end{array} \right.$$

$$\left[sA \{ \delta \cdot \exp(-\frac{\eta}{K_1}) + \Delta \cdot \exp(-\frac{\eta}{K_{11}}) \} + \mu(\delta \cdot K_1 + \Delta \cdot K_{11}) \right]$$

この両式は K_1 と K_{11} に関する一階の連立微分方程式になってしまふ。更に、(II-1)式で示されているように、生産所得 μK_1 と K_{11} の関数になつてゐるが、この社会を動学的に考察するとどうなるは、この連立微分方程式体系を分析すればよいということになる。

以下ではこれをケース別に分析し、あとで統合化する。

尚、紙数の都合上、厳密な分析は省いて結論のみを記すことにする。

$$\text{ケース 1} \quad r_{11} = 0 \text{ として}$$

$$(III-3) \quad \text{右辺を零とおいて整理する。}$$

$$(III-6) \quad K_1^2 e^{\frac{\eta}{K_1}} = K_{11}^2 e^{\frac{\eta}{K_{11}}}$$

つまり、この式から、この trivial な解と、 $K_1 = K_{11}$ が成立する。

次に、trivial な解以外 $r_{11} = 0$ が成立するは、 $\{K_1|K_1 < \eta/2, K_{11}|K_{11} > \eta/2\} \cup \{K_1|K_1 > \eta/2, K_{11}|K_{11} < \eta/2\}$ の領域の場合だけである。その領域の η と η の $r_{11} = 0$ なる曲線の性質について次の二点が指摘される。

- (1) K_{11} が K_1 の単調減少関数である。
- (2) この曲線は (K_1, K_{11}) 平面で $K_1 = K_{11}$ がその対称軸とする曲線である。

(3) K_1 軸及 K_{11} 軸はそれぞれ漸近的に近づいて行く。

(1)は(III-6)式を全微分して dK_{11}/dK_1 を求めるが、その値が負になれば明らかである。

(2) は K_1 と K_{II} の位置が入れ替るだけであるから自明である。

(3) は CA 生産関数の

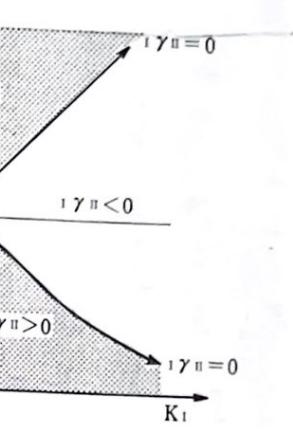


Fig. 1

第三の性質からでてくる。

以上のことより、
 $\gamma_{II} = 0$ なる曲線を

(K_I, K_{II}) 平面で表わしたもののが Fig. 1 である。

仮に、各スペースの
資本水準の初期値が
 $K_I = K_{II}$ となつていれば、経済は均等発展径

路を辿るにしならし、やうでない場合には不均等発展径路を辿るにしなら。

ケーラー $\gamma_{II} > 0$ なる

$\gamma_{II} > 0$ なる領域は、Fig. 1 の斑点の部分で表わされる。

μ のケーラーの各スペースの資本の集積関数は、 $\delta = 0$ 、
 $\Delta = 1$ である、それゆえ次式のようになる。

$$(III-7) \quad \dot{K}_I = \frac{Ae^{-\frac{\eta}{K_I}}}{K_I^2} \left\{ sK_I^2 + s\alpha\eta Ae^{-\frac{\eta}{K_{II}}} + \alpha\eta\mu K_{II} \right\} \\ + \frac{\alpha\eta\lambda e^{-\frac{\eta}{K_{II}}}}{K_{II}^2} \left\{ sAe^{-\frac{\eta}{K_{II}}} + \mu K_{II} \right\}$$

$$(III-8) \quad \dot{K}_{II} = \frac{Ae^{-\frac{\eta}{K_{II}}}}{K_{II}^2} \left\{ sK_{II}^2 + s\alpha\eta Ae^{-\frac{\eta}{K_{II}}} + \alpha\eta\mu K_{II} \right\} \\ - \frac{\alpha\eta\lambda e^{-\frac{\eta}{K_I}}}{K_I^2} \left\{ sAe^{-\frac{\eta}{K_I}} + \mu K_I \right\}$$

(III-7) 式から明らかのように $\gamma_{II} > 0$ の領域では \dot{K}_I は常に正である。しかし \dot{K}_{II} の符号は不明なので、以下では $\dot{K}_{II} = 0$ 曲線の性質を分析する。

(III-8) 式の左辺を零とおあ、それを全微分して K_I と K_{II} の関係を調べて行くと、 $\dot{K}_{II} = 0$ 曲線について次のことがでてくる。即ち、 K_I が零か無限大になれば K_{II} はそれぞれ零と無限大になる、逆もまた成り立つ。これでもある。
次に、 $\dot{K}_{II} = 0$ 曲線の傾きを求めるために、左辺を零とおいた(III-8) 式を全微分して整理すると、

$$(III-9) \quad \frac{dK_{II}}{dK_I} = \frac{(2K_I - \eta)e^{-\frac{\eta}{K_I}}}{\frac{\alpha\eta e^{-\frac{\eta}{K_{II}}}}{B^2} \left\{ C \cdot (2K_{II} - \eta) + s\mu K_{II}^2 e^{-\frac{2\eta}{K_{II}}} (K_{II} - \eta) \right\}}$$

$$\text{但し, } B = sK_{II}^2 e^{-\frac{\eta}{K_{II}}} + \alpha\eta\mu K_{II} e^{-\frac{\eta}{K_{II}}} + s\alpha\eta A$$

$$C = (\mu K_{II} e^{-\frac{\eta}{K_{II}}} + sA) (s\alpha\eta A + \alpha\eta\mu K_{II} e^{-\frac{\eta}{K_{II}}})$$

μ の代りに $\dot{K}_{II} = 0$ 曲線の下へ下り更に次のようがられる。

- (a) $K_I < \eta/2, K_{II} < \eta/2 \rightarrow dK_{II}/dK_I > 0$
- (b) $K_I > \eta/2, K_{II} < \eta/2 \rightarrow dK_{II}/dK_I < 0$

(e) $K_1 < \eta/2$, $\dot{K}_{II} \geq \eta$ —— $d\dot{K}_{II}/dK_1 < 0$
 $K_1 > \eta/2$, $\dot{K}_{II} \leq \eta$ —— $d\dot{K}_{II}/dK_1 > 0$
 $K_1 = \eta/2$ —— $d\dot{K}_{II}/dK_1 = 0$

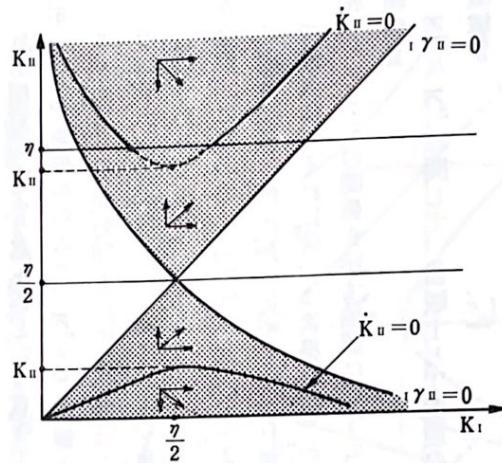


Fig. 2

$\dot{r}_{II} > 0$ の場合の
 $\dot{K}_{II} = 0$ 曲線のグラフは上図のよう

になる。

$\eta/2 < K_{II} < \eta$ の領域での $\dot{K}_{II} = 0$ 曲線のグラフは余り明確でないので、最もありそうなケースを点線で示した。
 $\dot{r}_{II} > 0$ のもとでは、 \dot{K}_1 は常に正なので、位相図の矢印の方向は

これまでの各ケース別の分析を統合すると、「ボビュラーナーの経済社会」のもとでの (K_1, K_{II}) 平面で表わした各スペースの資本の集積関数のグラフは Fig. 3 のように描かれる（尚、以下では区別するために、45°線の $\dot{r}_{II} = 0$ 曲線を $\dot{r}_{II}^* = 0$ で示しておる）。このグラフで示された各領域の \dot{r}_{II} と K_1 と K_{II} の関係について次のようなことがいえる。

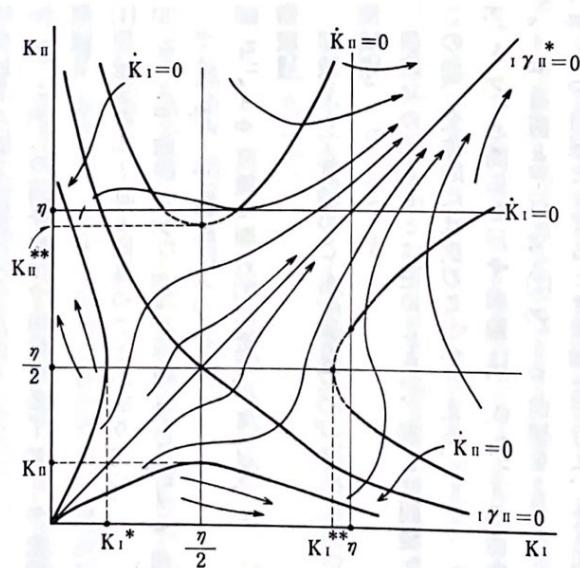


Fig. 3

Fig. 2 のようになる。
 ケースIII $\dot{r}_{II} < 0$ について
 $\dot{r}_{II} < 0$ なる領域については既に論じてある。問題は $\dot{r}_{II} < 0$ のもとでの各スペースの資本の集積関数についてであるが、この場合は $\dot{r}_{II} > 0$ の場合と各スペースの立場が丁度逆の形になる。

(i) スペースIの資本ストックはスペースIIに吸収されて減少し続
 領域I

け、スペースⅡは増大し続ける。つまり、経済は非常にドラスティックな不均等発展経路を辿る。

(ii) $\dot{K}_1 = 0$ 曲線からみて、それと縦軸の開きの大きい所ほど不均等発展経路はドラスティックになる。何故なら、スペースⅠの負の純投資がそうなるほど大きくなるからである。

領域Ⅱ

(i) 各スペースの資本ストックは共に増大するが、スペースⅡのそれが相対的により高まるという意味で、不均等発展経路を辿る。

(ii) $\dot{K}_1 = 0$ 曲線からみて、 $\dot{K}_1 = 0$ 曲線と $\gamma_{11}^* = 0$ 直線及び $\gamma_{11} = 0$ 曲線との間の開きが小さい所ほど、不均等発展経路はドラスティックになる。スペースⅠの正の純投資がそれだけ零に近づくからである。

(iii) 全領域に亘っては(i)が成り立つが、より詳細には、不均等発展の度合は K_{11} が $\pi/2$ に近づくにつれて次第に激しくなり、 $\pi/2$ で最大に、それ以降では次第に緩やかになる。

(iv) K_1 と K_{11} の関係を示す曲線は必ず $\gamma_{11} = 0$ 曲線にぶつかる。

領域Ⅲ

K_1 と K_{11} に関して、領域Ⅰと丁度逆のことが成り立つ。

領域Ⅳ

K_1 と K_{11} に関して、領域Ⅱの(i)～(iii)と丁度逆のことが、(iv)については同様のことが成り立つ。

領域Ⅴ

(i) スペースⅠの資本ストックは減少し続け、スペースⅡのそれは増大し続けるという形で、経済は不均等発展経路を辿る。

(ii) $\dot{K}_1 = 0$ 曲線からみて、それからの開きが大きい所ほど、より不均等な発展を辿る。

(iii) 領域Ⅱの(iv)と同様のことが成り立つ。

(iv) K_1 と K_{11} の関係を示す曲線は必ず $\dot{K}_1 = 0$ 曲線にぶつかる。

領域Ⅵ

(i) 領域Ⅱの(i)～(iii)と同様のことが成り立つ。

(ii) $\gamma_{11} = 0$ 曲線と $K_1 = K_1^{**}$ 直線及び $\dot{K}_1 = 0$ 曲線に囲まれた所では、 $\dot{K}_1 = 0$ 曲線にぶつかる。

(iii) $\gamma_{11}^* = 0$ 直線に漸近的に近づいて行く。

領域Ⅶ

領域Ⅴと丁度逆のことが成り立つ。

領域Ⅷ

領域Ⅵの(i)～(ii)とは逆のことが、(iii)とは同様なことが成り立つ。」の他、全般的には次のことがいえる。

K_1 と K_{11} の関係を示す曲線は、(1) $\gamma_{11} = 0$ 曲線をよぎるとき $\gamma_{11}^* = 0$ 直線と平行に、(2) $\dot{K}_1 = 0$ 曲線をよぎるとき縦軸と平行に、

(3) $\dot{K}_{11} = 0$ 曲線をよぎるとき横軸と平行に、それぞれなる。

以上のことから、 K_1 と K_{11} の関係を示す曲線は Fig. 4 のように描かれ、「ポピュラーな経済社会」のもとでの、集積理論による経済発展モデルの展開から得られる全般的結論は、次のように表わされることになる。

① スペースⅠとスペースⅡの初期の資本ストック水準が等しいとき経済は均等発展経路を辿る。

② スペースⅠとスペースⅡの初期の資本ストック水準が領域Ⅰ及

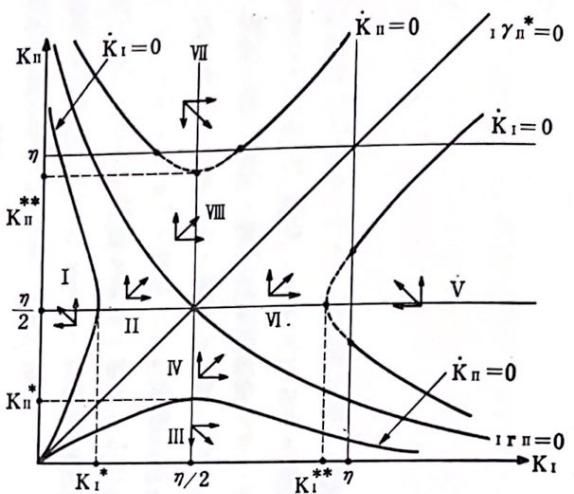


Fig. 4

びⅡにあるときには、経済はどうモデルと均等発展モデルを統合したモデルになつており、更に、それは先進国・後進国を、亦、資本主義国・社会主義国を問わず、現実への発言性を秘めたモデルになつている。

主要な参考文献

- 経済はどうやらかの資本ストック水準が零にまではなるような非常にド拉斯ティックな不均等発展径路を辿り続ける。
- ### 注釈参考文献
- 1 Clark, C., "Industrial location and economic Potential,
- 2 Frisch, R., Theory of Production, 1965.
- 3 Meyer, P.A., "An Aggregate Homothetic Production Function," *Southern Economic Journal*, 1970.
- 4 Peaker, A., "Regional Growth and Economic Potential—A Dynamic Analysis," *Regional Studies*, Vol. 5, 1971.
- 5 Perroux, S., "Economic Space: Theory and Applications," Q.J.E., Vol. 64.
-
- Fig. 4
- ③ そうでない
- 場合には、一般的にいって、次の
- 7 ポーツ、スタイン・中川久成、坂下昇、『地域経済の成長理論』、勁草書房、一九六五。
- 8 藤井隆、「人口・資本の集積と経済成長」、経済研究、一七卷四号。
- 9 藤井隆、「高密度経済の経済理論」、経済科学、一五卷四号。
- 10 藤井隆、「工業化時代の大都市形成」、『現代大都市の諸問題』II、日本地域開発センター、一九六七。
- 11 ハルダール・小原敬士訳、『経済理論と低開発地域』、東洋経済新報社、一九五九。
- じくして、冒頭で述べたように、我々の発展モデルは不均等発展形で不均等発展の度合が高まり、ある段階で最大になり、それ以降は次第に緩やかになる、そしてあるブレイク・ポイントを過ぎると、今度は逆に他方のスペースに有利になるような形で不均等発展の度合が高まり、ある段階で最大になり、それ以降は次第に緩やかになる、そしてあるブレイク・ポイントを
- かくして、冒頭で述べたように、我々の発展モデルは不均等発展

12 梅下隆芳、「スペース生産関数——新たな経済発展論の序
章として——」、経済科学、一九巻二号。

13 梅下隆芳、「スペース間の資本移動関数——二スペースに
ついて——」、経済科学、一九巻四号。

一般化政策モデルの構造

妙見孟

名古屋市立大学

伝統的ないわゆる「マクロ的経済計画・政策論体系」の analytical framework の中で、経済システムにおける諸制度ないし体制を比較・検討し得る量的・質的な最適政策モデルがいかに構想され得るか、ということはきわめて困難な問題であるが、このことはかつて

ルに関して若干の注釈をさせておく。尚、モデルはすべて deterministic and static な最も一般的な陰関数形式の同時方程式システムで与えられ、取り扱われる分析範囲も古典的な一般均衡体系における方程式個数と未知数個数との勘定法 (classical counting approach) ならびに解空間における必要条件の検討に限定し、また紙幅の都合上、証明はすべて省略する。

報告では、こうした問題を最も一般的なたで諸制度ないしは体制自体を内生的に取り扱えるような最適政策モデルを提示し、その論理的構造を明らかにすることにある。

この問題について筆者は「経済政策における二段階機構」、『日本經濟政策学会年報 XV』、一九六七年の中で concluding remarks として言及した。本報告は、その延長路線にある研究結果の一部である。

以下、第二節では、既存の三つの代表的政策モデルの essential な特徴と制約とを摘出し、第三節では、Frisch approach を再構成・体系化した「決意モデル」を提示することによって、これが他の三三者の政策モデルを特殊モデルとして含む「一般化された政策モデル」であることを検討する。最後に、こうして提示された政策モ

経済構造システムにおける諸変数間の関係を相互依存・因果関係で描写した「理論モデル」が、最も一般的な次の陰関数形式の同時に方程式システム・

$$F(v) = 0 \dots \dots (1); \quad F(v_{(1)}, v_{(2)}) = 0 \dots \dots (2)$$

で表現されているものと仮定しよう。ここで $F = (F^1, \dots, F^n)^T$ をベクトル関数とし、変数ベクトル $v = (v_1, \dots, v_m)^T$ は内生変数ベクトル $v_{(1)}$ と外生変数ベクトル $v_{(2)}$ に分割され、 n 個の方程式は互いに独立でかつ変数個数は方程式個数以上であるものとする。(以下、変数ベクトルには、転置を示す "T" を付けないが、すべて列ベクトルを表わすものとする。) (1)(2) の理論モデルにおける内生変数ベクトル $v_{(1)}$ を目標変数ベクトル $y = (y_1, \dots, y_m)^T$ と局外変数ベク

トル $x = (x_1, \dots, x_m)^T$ とし、外生変数ベクトル $u(2)$ を政策変数ベクトル $z = (z_1, \dots, z_m)^T$ と与え変数ベクトル $u = (u_1, \dots, u_m)^T$ とにそれぞれ分割対応させると、(1)(2)に基づく人為的な政策モデル..

する。したがってアブリオリイに政策主体の目標ないしは選好関数の利用可能性を前提とせず、予測と政策との双方の問題が事例ごとに混在した「同時方程式 approach」を特徴とする。

が構成される。ここに単純化のために周辺条件あるいは境界条件は捨象する。(3)の誘導型システム ..

が陽表現可能であるための必要条件——「陰関数の存在、一意性、可能性の定理」——が満足されているものとする。すなわち $n = m_1 + m_2$ として、ベクトル関数 F は C^1 級関数で、ヤコビアン行列式 $\det(\partial F / \partial x \quad \partial F / \partial y) \neq 0$ と仮定する。以上の経済構造に立脚する制約式に加えて、政策当局が指向する社会的選好関数 U ..

(6) (x) $\emptyset = 1$

か考慮される

う政策論の論理的構造は、上記の(1)～(6)の関係式を用いることによつて、形式的にはすべて明らかにすることが可能である。既存の経済予測を含む政策モデルを三つに類型化し、第三節で提示される一般化政策モデルと比較可能なかたちで、それらの特徴のみを列記し

R-1: $\sigma_1 = 1$; $\sigma_2 = 1$; $\sigma_3 = 1$

(1) **Policy Simulation Approach**：ハントドール可能な代替的政策を先決する」とによれば、それらの内生変数への諸効果を

列挙し、政策主体の意志決定への情報を提供する。すなわち理論モデルの枠組の中で整合的な条件付予測分析を試み、目標設定は遅行

(II) 「*Tinbergen Approach*」：最適政策編成は「selection & implementation」の二段階機構で行なわれる。第一段階においては、既に選好関数(6)を最大とする無制約最適問題は完了し、政策主体の目標変数ベクトルは先決され、原則として形式的な「厚生経済学的 approach」ないしは「flexible target approach」は優先されない。したがってもっぱら第二段階の implementation に関する試行錯誤分析が主役を演ずる。すなわち先決された目標を達成するような有効な政策変数ベクトルの組合せを決定する「fixed target approach」に従う。技術的には、同時方程式システムあるいはその誘導型システムに基づいて目標と政策との対応関係を分析する「同時方程式 approach」を特徴とする。両者の整合的な解が存在する必要条件は、前記の陰関数に関する定理を満足していること、したがって目標変数個数・政策手段個数が成立しなければならない周知の「ティンバーゲンの定理」を得る。

III 「*Theil Approach*」：「fixed target」又「flexible target」への双方の approach がともに、最適政策編成は一段階機構の「mathematical programming approach」に従う。(3)あるいは(4)(5)を制約する一次形似の disutility function :

先決された所望値を示す。「Theil approach」においては、目標変数個数＝政策変数個数を必要とせず、「次善の政策編成」が可能となる。

換言すれば、多様な政策手段の組合せによって政策の有効性を高め、したがって、「社会的コストの最小化」を分析し得る特徴を持つ。よがよ*に等しいときには、「Tinbergen approach」に一致し、「Theil approach」の特殊ケースとして「Tinbergen approach」を理解する」とが可能である。「Theil approach」においては、選好関数に目標変数と政策変数とを同時に考慮した一般的あるいは特殊な二次形式の関数型を設定するが、いずれも意味ある結果を得られない場合があり、essentialな特徴でないことに留意しなければならない。

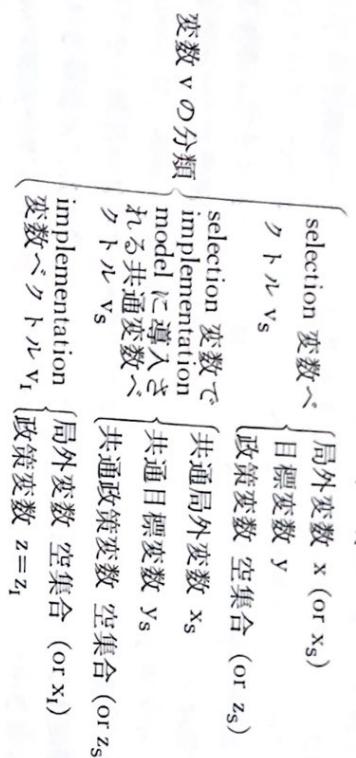
以上の政策モデルにみられる最適編成の方法は、既存の諸制度ないし体制を所与とした経済構造システムに基づき、目標と手段との対応関係を分析することによって、望ましい成果を期待しようとする大きな特徴を持っている。しかしひとたび諸制度ないしその集合としての体制を比較分析しようとする場合に、政策モデルの最適編成はいかに構想されるかが本稿での課題となる。こうした問題へのapproachは、政策主体の選好関数といわゆる制度を不变とする経済構造とから最適値を先決し、これらの値を達成するような諸制度の比較分析を試みるという最もナイーヴな問題から出発しなければならない。しかしこうしたナイーヴな問題を複雑化することによって、前記政策モデルとの比較を試み、「一般化政策モデル」の論理的構造を明らかにすることは、量的政策と質的政策との交流バイブルを保持するうえにおわめて重要な問題を提示することになる。以

下、この点について第三、四節で検討しよう。

III

「Frisch approach」による最適政策モデルは、「1段階編成の方策」に従い、第一段階の selection model は最適政策目標の決定に、第二段階の implementation はその最適の達成に必要な諸政策手段の編成決定に利用される。前者のモデルは「ストラクチャ」——会計恒等式、生産関数、利用可能な資源量のように好むと好まれるにかかわらず受け入れざるを得ない不可避的な諸関係式（あるいは諸境界）——と政策主体の選好関数から成り、ストラクチャを制約として選好関数を最大化する mathematical programming model である。換言すれば、アプリオリに市場形態が競争的か、独占的か、あるいは経済体制または経済発展段階の差異いかんにかかわらず共通して存在する経済循環の局面を取り扱うのが selection の問題に他ならない。この意味において「selection model」は「ニア・モデル」であり、「ストラクチャ」は「R・B (rock bottom)・ストラクチャ」として構成され、selection model の変数は名目表示よりも実質表示 (volume figures or the figures in actual technical units) ではなくてはならない（変数分類参照）。selection model で決定された最適目標変数ベクトルは、implementation model における fixed target となり、その目標値集合を達成するため既存の諸制度ないしは体制を与件とせず、内生的に取り扱う」とによって最適政策編成の可能性を分析し得るのが implementation の問題に他ならない。かようにモデルは二段階に分割されて利用されるが、両モ

モデルの交流ペイプの役目を果たす共通変数が存在し、ティンバーゲンの変数分類は、やむに次のように細分化され。



つまりの変数分類に従えば、考慮される得る決意モデルは合計十六の事例で与えられる。云々では、最も単純化された事例を考慮しよう。

(3) は決意モデルとして下記の(iii)の条件を満足するようだ。

$$R.B. \text{ ストラクチャ : } F^S(x_s, y, u) = 0 \quad (8)$$

$$\text{implementation model : } F^I(x_s, y_s, z, u) = 0 \quad (9)$$

に分割される。[i] 条件とは、(i) (7)と(8)とを合併した方程式システムは理論モデルとしての決意モデルを構成し、方程式は互いに独立で、方程式の総個数と目標変数および局外変数の総個数とは相等しい完全システムでなければならない。(ii) (8)を制約とし(6)を最大化

ならしめるために変数 x_s や y との個数は方程式 F^S の個数よりも大きく、自由度は正でなければならない。[iii] selection model における $R \cdot B \cdot$ ストラクチャと implementation model との交流ペイプを持つために implementation model の中には少なくとも 1 つ

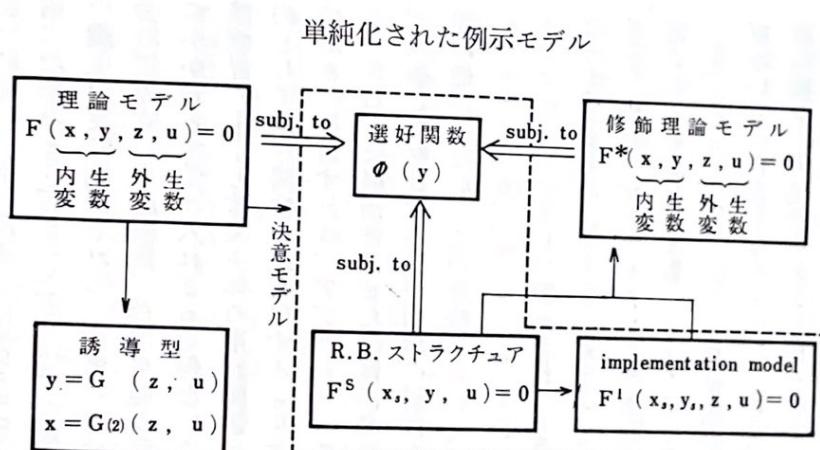
は selection 变数が含まれなくてはならない、以上である。

最適政策編成の第一段階としての selection の問題は、

$$\text{Max } \phi(y) \text{ subj. to } F^S(x_s, y, u) = 0 \quad (10)$$

を解く mathematical programming の問題となる。

次にこの解空間の性質について簡単に説明しておこう。いま $w = (x_s, y, u)$ を m 次元ユークリッド空間 E^m の要素とする。 \emptyset



E^m のやぐらについて定義されてるやうな。やむに回連続微分可能な関数の集合を C^r で表わす。リードは F^S を制約とし ϕ を最大ならしめる。global solution (or relative maximum) を求める問題を考慮する。かくして global solution が local solution